

I 藤原宮の調査

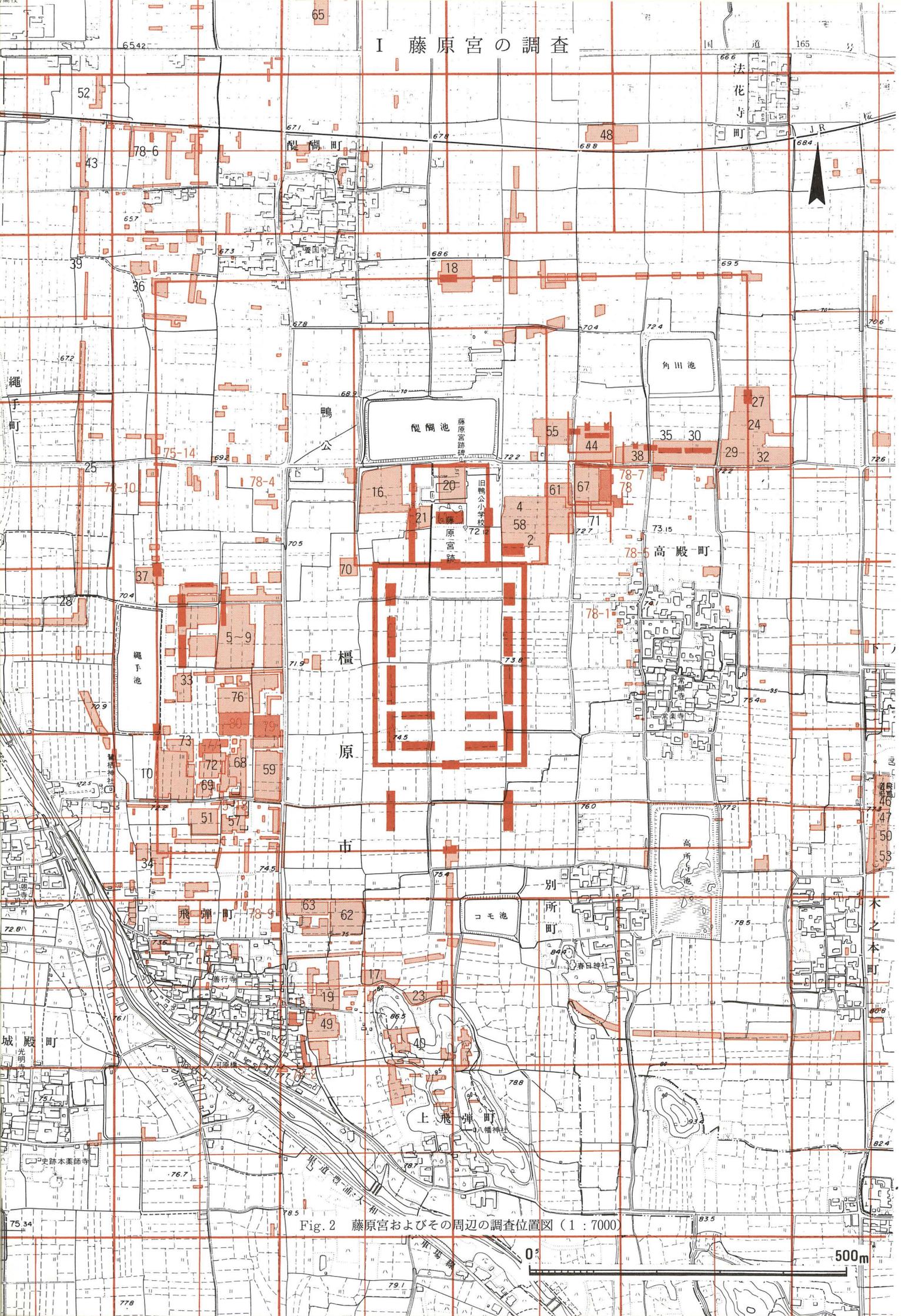


Fig. 2 藤原宮およびその周辺の調査位置図 (1 : 7000)

1 内裏東官衙地区・東方官衙北地区の調査（第78次調査・第78-7次調査）

（第78次調査：1995年3月～7月、第78-7次調査：1995年11月～12月）

第78次調査は、当調査部が1984年度から進めてきた、内裏外郭の東に接する内裏東官衙地区の計画調査である。これまでの調査の結果、この地区には、掘立柱塀で方形に区画された同規模の官衙が少なくとも南北に3ブロック配置されていたこと、一つの官衙ブロックは東西約66m・南北約72mの規模であること、各ブロック間には幅約13mの道路が存在していたことなどが明らかになった。各官衙を北から官衙A・官衙B・官衙Cと仮称している。第78次調査は、官衙Bの全容を解明すべく、未調査地として残されていた官衙Bの東辺部を対象に実施した。調査区は大極殿の東方約250mに位置し、第67次調査区（『概報23』）と第71次調査区（『概報24』）に接する1,408㎡であるが、最終的には両調査区を一部再発掘する形で、計1,605㎡を調査した。

第78-7次調査は、第78次調査区の北側で、市道拡幅の現状変更にとまなう事前調査として実施した。調査区は東西に長く、内裏東官衙地区から東は東方官衙北地区におよぶ。調査面積は約400㎡である。二つの調査は、共通する遺構も多いので、あわせてその概要を報告する。

遺 構

層 序 調査区の基本的な層序は、耕土・床土・灰褐色土・淡黄褐色微砂・砂礫混り茶褐色土の順であり、地表下0.4～0.5mにある淡黄褐色微砂上面で遺構を検出した。

遺構の時期 検出した遺構は、弥生時代、古墳時代、7世紀から藤原宮直前期、藤原宮期の4期に大別でき、藤原宮期の遺構をさらに前半と後半に細分できる（Fig.4）。本文では弥生・古墳時代の遺構、7世紀から藤原宮直前期の遺構、藤原宮期前半の遺構、藤原宮期後半の遺構の順に記述を進める。なお、検出した掘立柱建物の規模は、別表（Tab.3）に示した。

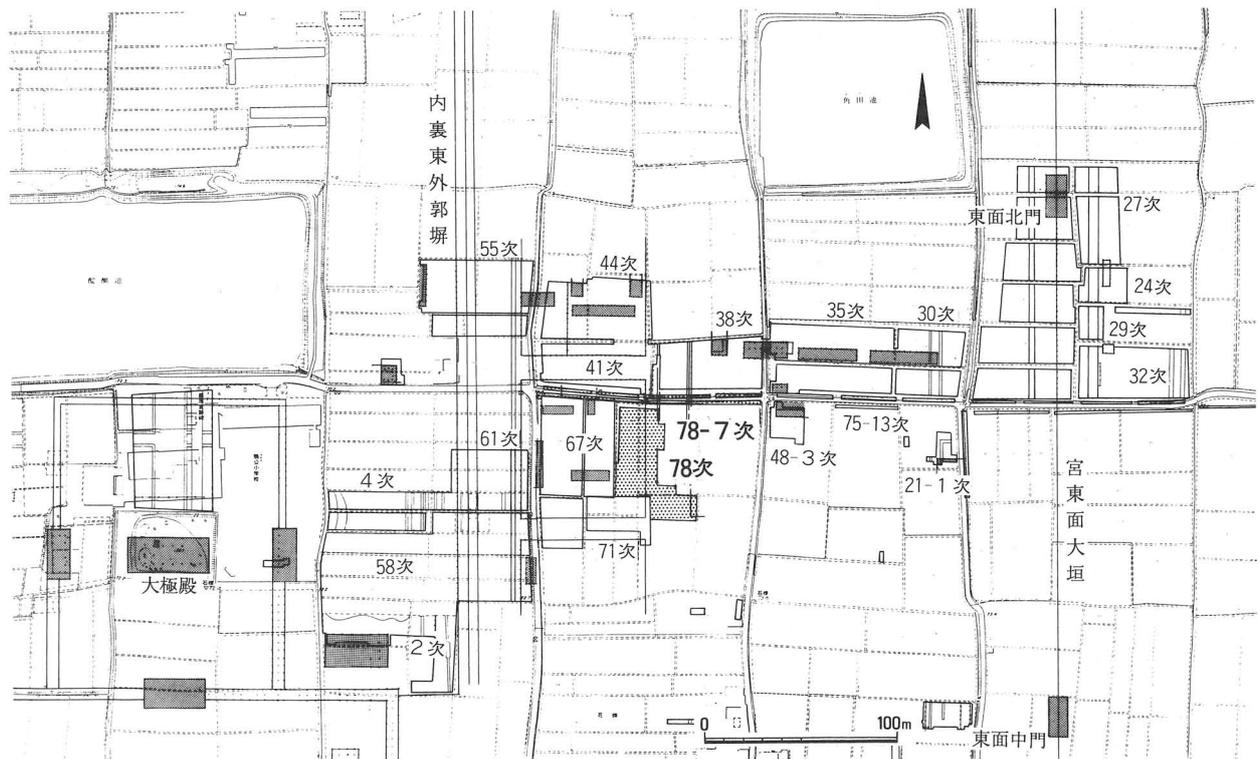


Fig. 3 第78次調査・第78-7次調査位置図（1：4000）

弥生・古墳時代の遺構 弥生時代の遺構には第78次調査区の斜行溝 S D 7617がある。地形に沿って南東-北西方向に流れる、幅約3.5m・深さ1.1mの溝である。第V様式の土器が出土した。

古墳時代の遺構は北で西に大きくふれる特徴があり、斜行溝、掘立柱建物、土坑、小穴などを検出した。第78次調査区で検出した斜行溝は、S D 7609・7649・7913・7914・8580～8586・8588など12条があり、いずれも布留式土器を出土する。南東-北西に流れる一群（S D 8580～8582）と、それに直交する一群に分かれる。S D 7649は、第78次調査区の北西隅近くで南に折れ、S D 8581・8582に接続して南東方向に延びる。S D 8582はS D 8581を廃して新たに掘り直した溝と考えられる。S K 8587は、一辺が5.4mの隅丸方形をした遺構で、深さ0.2m、完形に近い布留式土器が大量に投棄されていた。土坑 S K 8547・8549・8557・8558・8563・8573も布留式土器を出土した。第78-7次調査区では、斜行溝 S D 3651・3652がある。第41次調査区（『概報15』）から続き、6世紀前半の土器を含む。

掘立柱建物 S B 8555は、北で西にふれる桁行3間・梁間1間の南北棟である。側柱列に幅0.8m前後・深さ約0.2mの溝を掘り、柱位置を0.4m前後の深さでさらに坪掘りする特異な掘形である。妻柱は検出できなかったが、梁間は2間であった可能性が高い。飛鳥IVの土器を出土する浅い炭化物土坑が西側柱列の掘形上面を覆っているところから、飛鳥IV以前の建物と判断できるが、建物方位からみて古墳時代の建物と推測される。

7世紀から藤原宮直前期の遺構 この時期の遺構の方位は、後述の藤原宮期のものにくらべて、北で若干西にふれる特徴をもつ。第78次調査区の掘立柱建物 S B 8556・8560は遺構の重複関係から、宮期以前の建物と判断できる。東西棟建物 S B 8556は桁行3間・梁間2間、桁行長6mの小規模な建物である。藤原宮期前半の建物 S B 7610と重複し、これより古い。南北棟建物 S B 8560は、桁行3間・梁間2間の身舎に庇が付く。身舎の柱間は桁行・梁間ともに6尺等間で、庇の出は7尺である。

S X 8569は、第78次調査区の東南隅で検出した深さ0.5m前後の池状の落ち込みである。北西の一角しか検出できなかったが、両岸が直線的に延びることから、方形に近い平面形と推測される。石組みなどの護岸施設はなく、暗灰色粘土が厚く堆積する。西北の隅に導水施設とみられる南北溝 S D 8568がとりつく。出土土器から7世紀前半代の遺構と考えられる。

藤原宮直前期の遺構には、宮内先行条坊四条々間路およびその両側溝、東一坊大路とその両

Tab. 3 第78次・第78-7次調査で検出した主要な掘立柱建物一覧表

時期	建物	桁行間数(総長)	梁間間数(総長)	棟方向	備考
古墳時代	S B 8555	3間(5m)	1間(4m)	南北	梁間2間か
7世紀から 宮直前期	S B 7935	8間(64尺)	2間(14尺)	南北	南北二面庇付 南北二面庇付
	S B 8556	3間(20尺)	2間(12尺)	東西	
	S B 8560	3間+二面庇(32尺)	2間(12尺)	南北	
	S B 8561	13間(117尺)	2間+二面庇(43尺)	東西	
宮期前半	S B 3270	9間(90尺)	2間+二面庇(24尺)	東西	南北二面庇付
	S B 7610	6間(54尺)	3間(21尺)	東西	
	S B 7670	7間(63尺)	2間(18尺)	東西	
	S B 7927	3間(16尺)	3間(15尺)	南北	
宮期後半	S B 7650	5間以上(45尺以上)	2間(20尺)	南北	東西二面庇付 東庇付
	S B 7655	6間以上(54尺以上)	1間(11尺)	南北	
	S B 7605	7間+二面庇(87尺)	2間(18尺)	東西	
	S B 8540	4間以上(36尺以上)	2間(18尺)	南北	
	S B 8600	6間+庇(56尺)	2間(18尺)	東西	

側溝のほか、先行条坊を埋め立てて建てられた東西棟建物 S B 8561 もこの時期である。

四条々間路 S F 1731 は、南北に側溝 S D 7642・7643 をともなう。路面幅 6 m、側溝心々間距離 6.9 m の東西道路である。側溝はともに幅 0.8～1 m・深さ 0.5 m 前後である。東一坊大路との交差点部分で、西側溝 S D 8550・8551 に L 字形に連結する。東一坊大路 S F 3499 の幅員は側溝の心々間距離で 8.8 m である。西側溝 S D 8551 は幅 1 m・深さ 0.3～0.4 m、東側溝 S D 8565 は幅 0.7 m・深さ 0.3 m 前後で、底面のレベルはともに南に向かって下がる。これらの先行条坊の側溝からは飛鳥Ⅳの土器が出土した (Fig. 5)。

掘立柱南北塀 S A 8566 は、先行条坊に伴う宮造営直前期の塀である。東側溝の東 2 m の位置で 5 間分を検出した。柱掘形は一辺 0.8 m と小型で、柱間寸法は 2.25 m (7.5 尺) 等間である。東 1.5 m に南北溝 S D 8567 をともない、塀を挟んで 2 条の溝が併走する。第 58 次調査区 (『概報 20』) でも東一坊々間路の東で溝をともなう宮造営直前期の区画施設を確認しており、これらは一体の計画のもとに施工されたことが知られる。S A 8566 の北延長線上には、第 38 次調査 (『概報 15』) で検出した南北塀 S A 3503 が位置するが、S A 3503 の柱間寸法は 6.5 尺等間であり、宮内先行条坊の四条二坊西南坪と西北坪を区画する別個の区画施設と考えられる。

掘立柱建物 S B 7935 は、第 71・78 次両調査区にわたる梁間 2 間の南北棟建物で、桁行が 8 間に確定した。桁行の柱間は 8 尺等間で、西側柱が東西棟建物 S B 8561 の西妻柱列と重複する。S B 8561 は桁行総長 34.5 m の長大な建物である。第 71 次調査では桁行 6 間以上・梁間 2 間の宮直前期の東西棟建物 (S B 7925) としたが、桁行 13 間・梁間 2 間の身舎の南北両面に庇がつくことが判明した。柱間寸法は、桁行が 9 尺等間、梁間が 9.5 尺等間で、庇の出は各 12 尺をはかり、梁間の総長は 43 尺となる。S B 8561 は、先行条坊の東一坊大路西側溝の埋め土ならびに宮直前期の建物 S B 7940 の側柱柱穴を掘り込んで構築されるが、官衙 B の東辺区画塀 S A 3633 の柱穴と重複し、これより古い。先行条坊の側溝を埋め立てた後、官衙区画の建設までの短期間におさまる建物と判断できる。建物規模に比べて柱掘形が径 0.7 m 前後と小さく、柱筋も不揃いであること、確認できた柱痕跡も直径 20 cm 前後と細いところから、恒久的施設とは考えがたく、仮設的建物としての性格を考慮すべきであろう。

井戸 S E 8562 は、掘形が長径 3.5 m・短径 2.8 m の楕円形をした井戸で、底面までの深さは 1.9 m ある。南半部の底面近くに井戸枠を設け、北半部を玉石敷きの水汲み場とする。井戸枠は掘形の崩落によって倒壊していたが、同一個体とみられる折敷の側板と底板を板杭で固定した方 0.7 m 程度の規模に復原できる。埋め土から飛鳥Ⅳの土器とともに木製の横槌や砥石が出土した。埋め土の最上部には、宮の造営時の整地とみられる明黄色の山土層が厚く堆積する。井戸 S E 8612 は北東隅を検出したにとどまるが、掘形が直径 5 m を超える。12～13 cm 角の角柱を立て、厚さ 25 mm・幅 250 mm の横板を落とし込んで枠板とする。最下段だけが残っていた。

藤原宮期前半の遺構 宮の造営にともない、内裏東官衙地区に官衙 A・B・C が設定された時期である。この時期の遺構には、官衙 B に関わる、掘立柱建物 4 棟、掘立柱塀 3 条・土坑 4 基、および東方官衙北地区の掘立柱建物 1 棟と掘立柱塀 2 条がある (Fig. 4・6)。

掘立柱塀 S A 3633 は、官衙 B の東辺を画する南北塀である。区画の南東隅を再検出して北へ 20 間分、全長 52.9 m を検出した。柱間は 9 尺 (2.65 m) 等間で、調査区内に門の開く形跡はない。南東隅から第 41 次調査で検出した北東隅柱穴までの距離は総長 71.7 m あり、9 尺等間、27

間に割り付けられることが確定した。南東隅から数えて北第10柱穴に径24cm、長さ84cmの柱根が遺存する以外は、いずれも東方から柱を抜き取る。北辺と西辺の区画塀にみられた改修痕跡は認められなかった。

官衙Bの区画内で、既調査区から延びる掘立柱建物S B 7610・7927・7670と掘立柱塀S A 7644・8559・8608のほか、いくつかの土坑を検出した。

掘立柱東西棟建物S B 7610は、第78次調査区で東妻を検出し、桁行6間が判明した。柱間は桁行が9尺等間で、梁間は7尺等間である。S B 7610の南には、4.5m（15尺）離れて東西塀S A 8559がある。S B 7610に柱筋を揃えた9尺等間の塀で、3間分を検出したが、第67次調査区でも柱穴の一部を確認しており、S B 7610の前面に設けられた目隠塀とみられる。

官衙区画の東南隅に位置するS B 7927は、東側柱列をS B 7610の東妻の柱筋にそろえた桁行・梁間ともに3間の建物である。柱間は梁間が5尺等間であるが、桁行は総長4.8m（16尺）を三割りする。柱間の狭い小規模な建物であり、雑舎と推測される。

掘立柱建物S B 7670は、第67次調査で南側柱柱穴を確認していたが、今回、北側柱の柱穴を検出し、桁行7間・梁間2間の東西棟建物であることが確定した。柱間は9尺等間である。S B 7670の北側柱筋の東延長上には掘立柱塀S A 8608がある。S B 7670の東4m離れて3間分を確認した。柱間10尺である。東端は後世の井戸に壊される。S B 7670の北側柱とS A 8608は、官衙Bの北辺区画塀S A 3632から南30尺の位置にある。

掘立柱塀S A 7644は、四条々間路の南側溝を埋め立てた後に同位置に掘られた東西塀である。官衙Bの中央に位置する正殿S B 7600の南側柱列から延びてS A 3633にとりつき、官衙区画を南北に二分する。柱間は9尺等間で、今回5間分を検出し、全体で8間の塀となる。官衙の南辺区画塀S A 6629からの距離は35.8mで、官衙区画の正しく $\frac{1}{2}$ の位置にある。

土坑にはS K 8541～8543・8545・8546・8605～8607があり、いずれも飛鳥Vの土器を出土した。S K 8545・8546は一辺1.4m前後の隅丸方形をし、S K 8605～8607は直径2～3m、いずれも燃えさしの木片を含む炭化物層が堆積する。四条々間路北側溝S D 7643の埋め土を掘り込んだS K 8545からは、文武元年に相当する干支を記した木簡が出土した。S K 8543は長径1.6m、深さ0.35mの不整形土坑で、手斧のはづり屑が底面に厚く堆積する。

第78次調査区の東端では、掘立柱塀S A 8570・8571を新たに検出した。これは、東方官衙北地区の一つの官衙区画の南西隅にあたる。内裏東官衙・官衙Bの区画施設と同一規格で設計された9尺等間の塀で、南辺を限るS A 8571は官衙Bの南辺塀S A 6629と柱筋をそろえ、西辺を限るS A 8570は第38次調査で検出したS A 3500の南延長上にある。両官衙間の距離は24m（80尺）で、その間に宮内道路の存在が想定される。宮内道路S F 8625は、先行条坊東一坊大路S F 3499を踏襲するが、先述したようにS F 3499の両側溝S D 8551・8565は藤原宮期には既に埋められていた可能性が高い。宮内道路の側溝は第78次調査区では検出できなかったが、第71次調査区では官衙Bの東南隅に西側溝S D 7921を一部検出している。また、北の第38次調査区で検出し、第78-7次調査でその南延長を確認した南北溝S D 3501が東側溝にあたる可能性がある。両者を宮内道路S F 8625の両側溝と考えると、道路の幅員は70尺前後となる。

東方官衙北地区では、ほかに第78-7次調査区の東端近くで掘立柱建物S B 3270の身舎南側柱の西4間分と思われる柱列を検出した。S B 3270は第35次調査（『概報13』）で検出した建物

だが、今回検出した柱穴を合わせ妻柱とされていた柱穴を間柱とみると、北にある掘立柱建物 S B 3300と東西規模を揃える桁行 9 間・柱間 10 尺等間の東西棟に復原できる。梁間は、身舎が 2 間で 7 尺等間、南北に 5 尺つつ庇が出る。ただし北の庇は西で柱穴を検出しておらず、部分的なものかもしれない。

藤原宮期後半の遺構 前半の官衙区画は踏襲するが、建物を全面的に建て替え、区画内に石敷きを施した時期である (Fig. 4・7)。後世の削平のため石敷き S X 7632 は遺存しないが、敷かれていた石の一部が中世の耕作溝などに落とし込まれており、官衙 B の東半部や北辺部にも石敷きが敷設されていたものと考えられる。第 78 次調査区では、第 67 次調査で検出した掘立柱建物 S B 7605 の東妻を確認できた。桁行 6 間・梁間 2 間の身舎に西庇のつく建物と考えていたが、さらに東に 2 間分延び、桁行 7 間の身舎の東西に庇が付く左右対称の構造となる。柱間寸法は桁行・梁間ともに 9 尺等間であるが、東庇の出は西庇と同じ 12 尺で、桁行総長が 87 尺の大型の建物となる。柱掘形は一辺 1.0~1.5m と大規模で、柱抜き取り穴には人頭大の玉石が詰め込まれている。建物周囲に配された石組の雨落溝は遺存しない。

掘立柱建物 S B 8600 は、桁行 6 間で柱間は 8.5 尺等間、梁間は 18 尺をはかる東西棟建物。東に 5 尺の庇が張り出す。第 67 次調査時に北辺で検出した石組み雨落ち溝 S D 7675 から、その存在を予想していた建物で、南の S B 7660 と柱筋を揃える。柱抜き取り穴に多量の玉石が入る。S B 8600 の南雨落ち溝 S D 7675 は西の延長部を確認し、北雨落ち溝 S D 8601 と東雨落ち溝 S D 8602 を新たに検出した。いずれも底石を数石残すだけであった。柱心から溝心までの距離は、南北で約 1.8m、東で約 1.5m をはかり、南方の S B 7605 と同じ軒の出だったことがわかる。

掘立柱建物 S B 7655 は、北延長部を検出した。桁行 6 間以上で 9 尺等間、梁間 1 間で 11 尺であるが、東側柱の掘形が小さいので、建物ではなくさしかけのある塀かもしれない。その東にある掘立柱建物 S B 7650 の北延長部も確認した。桁行 5 間以上で 9 尺等間、梁間は 2 間で 10 尺等間である。掘立柱建物 S B 8540 は、S B 7650 と官衙 B 東辺の塀 S A 3633 との間にある南北棟である。桁行 4 間以上・梁間 2 間で、柱間寸法は梁間 9 尺等間、桁行は南 2 間が 8 尺等間であるが、その北で柱間を広げるようである。柱掘形は一辺 0.9~1.2m の規模をもち、東側柱列は S A 3633 から 10 尺の位置にある。以上の S B 7655・7650・8540 は、南妻を S B 7660 の南側柱筋と揃える。また、S B 8540 は、宮期前半の土坑 S K 8606・8607 と重複しこれよりも新しい。

第 78-7 次調査区の土坑 S K 8603 は、直径約 3 m・深さ 45cm ある。東辺の塀 S A 3633 の柱位置に重複し、S A 3633 の柱穴が検出されなかったのも、これを壊しているのだろう。

遺物

出土遺物には、土器・土製品、瓦、木製品、木簡、石製品などがある。

土器・土製品 土器は 7 世紀代の藤原宮期及びその直前の時期の土師器・須恵器が主体を占め、他に弥生土器、古墳時代の布留式土器などがある。土製品には円面硯・転用硯、土馬、鞆羽口、埴塀などがある。また、判読出来ないが土坑 S K 8543 出土の須恵器甕の内面に墨書が認められる。なお灯明皿や漆皿に転用した杯皿類と漆を入れた壺類については土器の説明の中でふれる。

土器では、第 78 次調査区の先行条坊東一坊大路側溝とその西の井戸 S E 8562、四条々間路側溝を壊し「丁酉年」の木簡が出土した土坑 S K 8545 および S K 8546、第 78-7 次調査区の宮期後半の建物 S B 8540 の柱穴で壊される土坑 S K 8606・8607、官衙区画塀 S A 3633 の柱穴を覆う土坑 S K 8603 などから出土した土器に比較的まとまりがある。それらは藤原宮直前期と藤原宮

期とて構成上の違いが認められるなど、飛鳥Ⅳ～Ⅴの具体的な内容を把握しうる良好な資料であるとともに、遺跡の微妙な変遷過程を理解する上でも重要な資料である。なお、さほど多くはないが、第78次調査区東南隅の池状遺構S X 8569とそれに取り付く南北溝S D 8568および、南隅の円形土坑S K 8564、北寄り中央のS K 8573などからは7世紀前半代の土器が出土している。

ここでは、藤原宮直前期の先行条坊東一坊大路側溝出土土器を図示した（Fig. 5）。以下、その内容と特色を紹介し、藤原宮期の土器群との違いについてふれておきたい。

東一坊大路側溝出土土器では、西側溝S D 8551出土土器が多量かつ多様であるのに対して、東側溝S D 8565出土土器（12・23・27・33）は少ない。しかし、漆皿などが東側溝に認められない点を除けば、両者に違いが認められないので一括して紹介する。

土師器には杯A・C・H・G、皿A、甕A・B・Cがある。杯Aには口径18.5cm・器高5.2cm前後のAⅠ（10）と、口径15.8cm・器高5.1cmのAⅡ（9）がある。いずれも平底から逆台形に直線的に開き、口縁端部を丸く小さく内側に肥厚させる。底部から口縁下半部の外面をヘラケズリ、口縁上半部を粗く横方向にヘラミガキする。胎土・色調の特徴では、9が杯Cの1～4に、10は5～8に対応する。杯Cには口径14.3～15.4cm・器高4.1～4.4cmのCⅠ（4・8）、口径13.1～14.0cm・器高3.0～3.4cmのCⅡ（2・3・6・7）、口径10.5～10.7cm・器高2.4～2.5cmのCⅢ（1・5）がある。底部外面は指オサエのままか、その後にナデを加えており、いずれの大きさのものにも口縁部外面のヘラミガキはみられない。形態的には、底部が小さな平底ないしは凹み底から直線的に斜めに口縁部下半に移行し、そこで屈曲して口縁部が直立気味になるもの（1～4）と、底部が平底ないしは丸底で口縁部が丸く立ち上がるもの（5～8）の二者がある。両者は口縁端部の特徴でも異なり、前者は小さく内側に肥厚する傾向にあり、後者では口縁内側にやや幅広い中凹みの傾斜面を形成する。色調・胎土でも前者は橙褐色系で石英などの微細な砂粒を含むものが多く、後者は赤褐色系で緻密で精良なものが多い点で異なり、両者は産地が異なるものと推定される。なお、この二者は他の遺構たとえば本概報Fig.18所収の西方官衙南地区第80次調査の五条大路側溝や土坑S K 8471出土の杯Cでも認められ、2・3・23は前者、1・24は後者である。杯Gは口径11.3cm・器高3.0cmのもの（13）と口径14.6cm・器高3.3cmのもの（14）がある。口縁部をヨコナデしただけの粗製の杯で、胎土に石英・チャート等を多く含んでいる。いずれも内面に漆が膜状に付着し、ヘラで掻き取った形跡がある。皿A（11）は口径20.6cm・器高2.9cmで、口縁端部に平坦面をつくる。底部外面は指オサエである。甕A（15）は口径15.6cm・器高16.5cmで、角張った端部をもち直線的に開く口縁部と体部内面のヘラケズリ、外面の細かな縦ハケメなどの特徴から、いわゆる「河内型」甕に属すが、暗茶褐色で雲母を含む砂質の胎土でないうえに、体部外面中程に粗い斜ハケメを施す点で典型例とは異なる。

須恵器には杯A・Bおよび蓋、杯G、椀A・B、皿B、平瓶、壺、甕などがある。杯AⅣ（24）と杯G（23）とはともに底部ヘラキリののちにナデしており、形態上も区別が難しいが、重ね焼きの状況から23には口径11cm程の蓋がともなうと判断された。椀Aは平底で器高が高く、重ねや器の痕跡からみて蓋の被る器種である。口径12.9cm・器高5.6cmで口縁部中程から開く26と、口径11.6cm・器高5.0cmで直立気味の25がある。いずれも底部をロクロケズリし、蓋（17）は25の蓋である可能性がある。杯Bには口径16.7cm・器高4.2cmのBⅠ（32）、口径15.0cm・器高4.3～4.4cmのBⅡ（30・31）、口径14.2cm・器高3.9～4.2cmのBⅢ（28・29）がある。高台は台形を呈するものと踏ん張り気味のものがあり、底部外面の調整ではロクロケズリのもの（28・31）

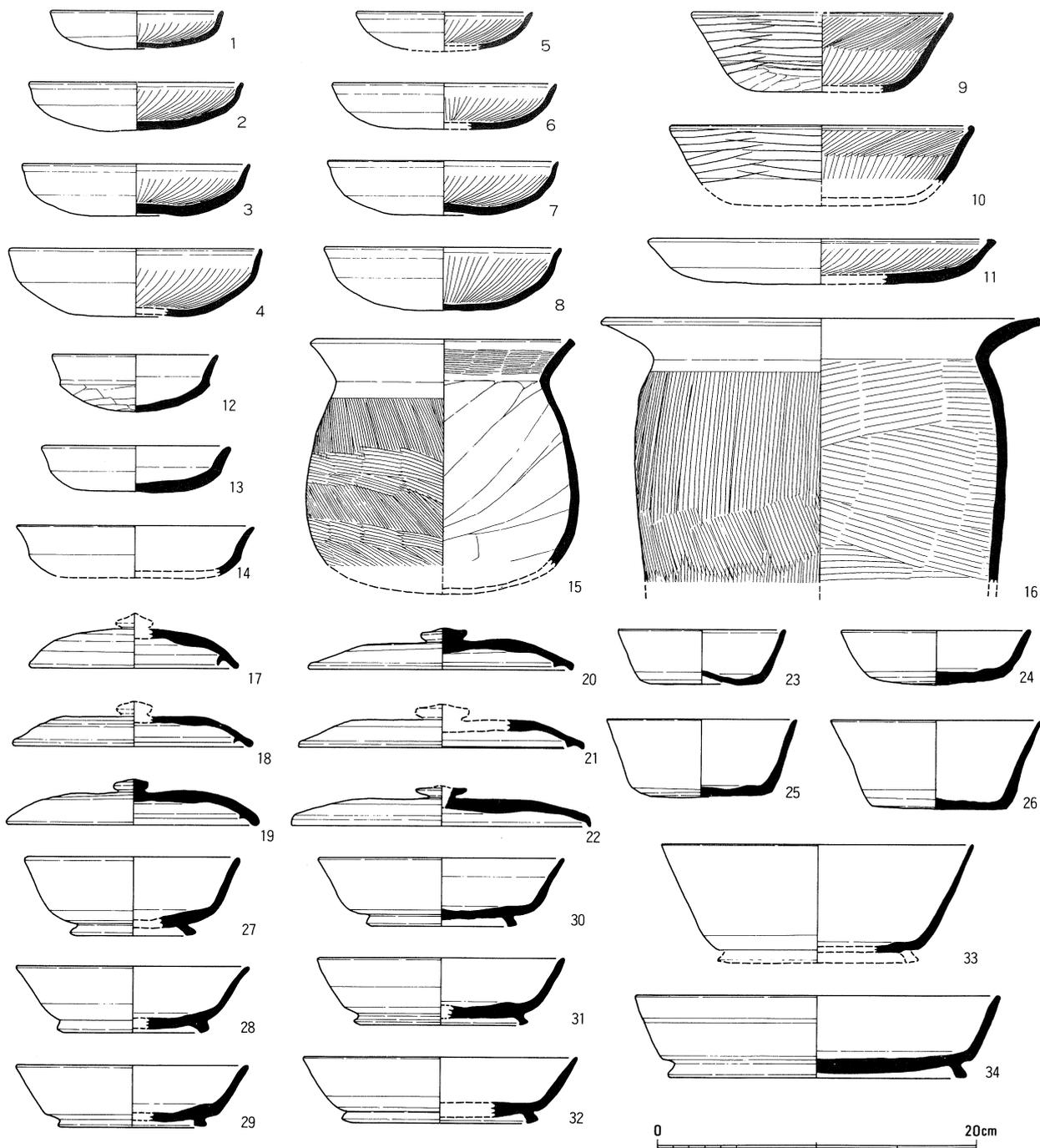


Fig. 5 先行条坊東一坊大路側溝出土土器 (12・23・27・33は東側溝S D8565、他は西側溝S D8551)

とヘラキリのままのもの (29・30) があるが、両者は対応しない。27は踏ん張ってやや高い高台が内寄りにつく点で古相を呈するが、底部外面はヘラキリのままである。杯B蓋は口径で杯B I蓋 (21・22)・B II蓋 (20)・B III蓋 (19) とB IV蓋 (18) に分けられる。形態では口縁内側に身受けのかえりをもつもの (18~21) と、もたないもの (22) とがあり、後者は大型のものに限られ、量もごくわずかである。前者の口縁外端部もやや角張り気味で外見上は後者と区別できない。つまみはいずれも中央部がわずかに突出する。なお20には口縁部内面の2カ所に身受けのかえりを跨ぐ灯明痕跡が残る。椀B (33) は口径19.1cm・器高8cm程で直線的な口縁部の端部は丸い。皿B (34) は口径22.4cm・器高5.2cmで垂れ気味の底部外面を丁寧にロクロケズ

りし、内面には細かな同心円当て板痕跡が残る。なお31・33・34については東海地方の製品と推定される。

西側溝には多くの漆附着土器が含まれる。図示したものでは先述の杯Gのほかに土師器杯A I (10)・杯C I (8)、須恵器杯A IV (24)・B I (32)、同蓋(19)があり、土師器杯C II (6)、皿A (11)も内面に黒色の焼けこげがあって漆皿に使用した可能性が高い。他に須恵器平瓶、土師器壺などの漆壺があるが少量で、さまざまな器形のパレットが主体を占める。飛鳥池遺跡や紀寺東南部の工房遺跡では多種多量の漆壺が主体で、この構成の違いは漆工の作業段階の違いと考えられて興味深い。漆皿・壺は他に宮直前期の土坑S K 8578、井戸S E 8562、建物S B 8556柱穴、西側溝よりも新しく官衙よりも古い時期の建物S B 8561の柱穴など西側溝と相前後する時期の遺構から出土しており、宮殿の造営に関わる可能性が高い。

これらの漆皿あるいは灯明皿として転用されている須恵器杯、蓋や土師器杯A I、杯Cにはその痕跡をとどめないものとの間に品質上の差は認められない。このことは西側溝出土土器の中には工人層が道具として使用した土器と官人層を含めて食器として利用された土器とが混在し、それらの区別ができないことになる。この事実は、全ての供膳具を食器として貯蔵・煮炊具との構成比を求めることには問題があることを示すとともに、土器の用途と階層性の問題について、なお詳細な検討が必要なことを示している。

いっぽう、「丁酉年」の木簡が出土した土坑S K 8545およびS K 8546、第78-7次調査区の宮期後半の建物S B 8540の柱穴で壊される土坑S K 8606・8607、官衙区画塀S A 3633の柱穴を覆う土坑S K 8603などから出土した土器は、いずれも飛鳥Vに属す。それらはなお整理途中にあるが、先述の条坊側溝出土土器や井戸S E 8562、土坑S K 8564出土土器など飛鳥IVに属する土器群との相違点をあげると、須恵器では杯B蓋の身受けのかえりがないものが大半を占めること、口径30cmほどの皿A・Bなど大型の器種が増えること、土師器では多様な手法で作られた大小の蓋が目立つこと、大型の皿A・高杯Aがみられること、杯A・杯Cに器壁が厚く粗雑な暗文をもつものや、形態的には杯A・Cに類似しながら、内面に暗文を施さないものなど多様な製作者の製品が混在すること、大和型甕Aの口縁端部が上下に肥厚することなどがあげられる。これらの主に器種構成上での特徴は、第24・27・29次調査の東面内濠S D 2300出土土器と一致した内容で、これらが官衙で使用された土器の特徴であることを示している。

土製品 硯は東一坊大路西側溝S D 8551出土の円面硯のほか、宮期後半の建物S B 8540の柱穴などに須恵器杯B蓋を利用した転用硯がある。土馬は頭部と脚部の破片が各1点ずつある。鍛冶関係の土製品には鞆羽口が少量あるほかに、建物S B 8540の柱穴埋め土から出土した埴塼1点が注目される。埴塼は直径約15cm、高さ10cm余。内面に残る白色の金属を分析した結果、鉛を熔解した埴塼と判明した。

瓦類 軒瓦は、軒丸瓦6281Aが4点出土した。うち1点はほぼ完形である。このほかに、「月 月」のヘラ書きのある熨斗瓦1点と丸・平瓦が出土している。丸瓦は177点(20.6kg)、平瓦192点(23.5kg)が出土。その総量や分布からみて瓦葺き建物があった可能性は低い。

木製品 宮造宮直前期の井戸S E 8562から井戸枠に転用された折敷と横槌が出土した。また、宮期前半の土坑S K 8606からは、文箱の蓋が出土した。全長34cm・幅5.1cmである。

木簡 宮期前半の土坑S K 8545の埋土から2点出土した。うち1点は「丁酉年□月」の干支が判読できる。丁酉年は文武元年(西暦697年)に相当する。

まとめ

今回の2つの調査によって官衙Bの全容と周囲の状況が明らかになり、その構造と変遷の過程がより明確になった。その調査結果を以下に要約する。

内裏東官衙地区官衙Bは、四周を掘立柱塀で区画した東西66m、南北71.7mの規模をもつ。その東西規模は、条坊地割の基準値である900小尺の $\frac{1}{4}$ （225尺）であり、先行条坊東一坊大路SF3499の心から西40尺を東辺とする。南北規模は、先行条坊四条々間路SF1731の南側溝SD7642を基準線にして、南北に各120小尺（100大尺）をとり、倍の240小尺（200大尺）を官衙Bの南北規模としている。官衙区画の南北には約12.6m幅の東西道路を挟んで、東西規模を同じくする官衙C・Aが存在する。両官衙の南辺と北辺は未調査であるが、官衙Cの南が東面中門に通じる宮内道路、官衙Aの北が東面北門に通じる道路（各々、宮内先行条坊の四条大路と三条大路を踏襲）を限りとすると考えられ、各官衙の南北長もほぼ近い数値をとるものと推測できる。ただし官衙Bの南北二等分線が先行条坊四条々間路の心にはないのは、宮内道路の幅員差や施工誤差、使用尺の差、各官衙の南北規模の微妙な差などに起因するのであろうが、現状ではいずれとも決しがたい。

官衙Bの内部の構造については、従来の調査によって、藤原宮の存続期間内に大規模な官衙の改作があり、大きく様相を異にした新旧2時期の官衙の変遷が認められている。宮期前半の官衙は、敷地のほぼ中央に建てられた正殿SB7600を中心に、各建物が正殿と柱筋をあわせたり、正殿から等距離に配置されるなど、きわめて整然とした計画性を備えている。今回の調査では、第67次・第71次の両調査区から延びる建物の規模を確定するとともに、正殿の南側柱列から東西に延びて官衙空間を南北に二分する東西塀SA7644の東端部を検出し、官衙Bの区画施設が確実に宮期前半にまで遡ることを明らかにした。

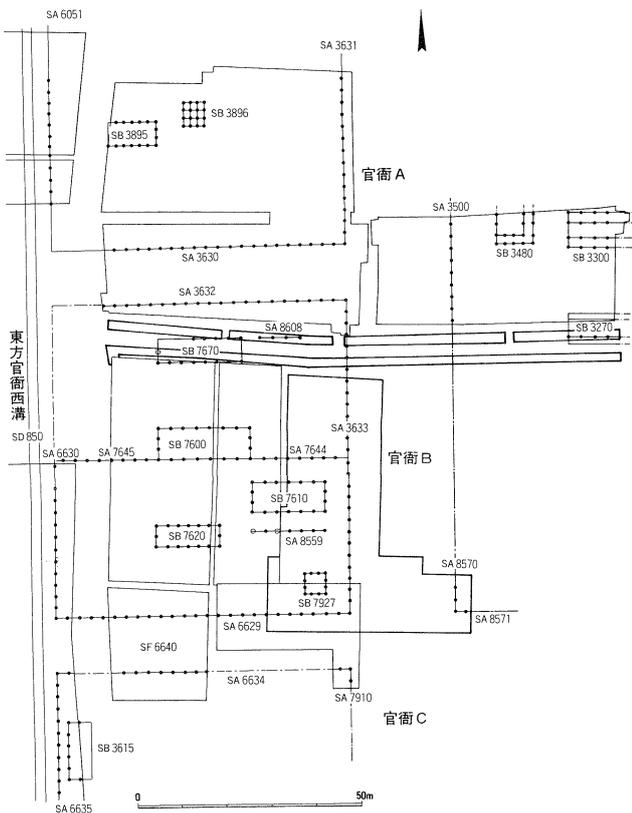


Fig. 6 藤原宮期前半の遺構

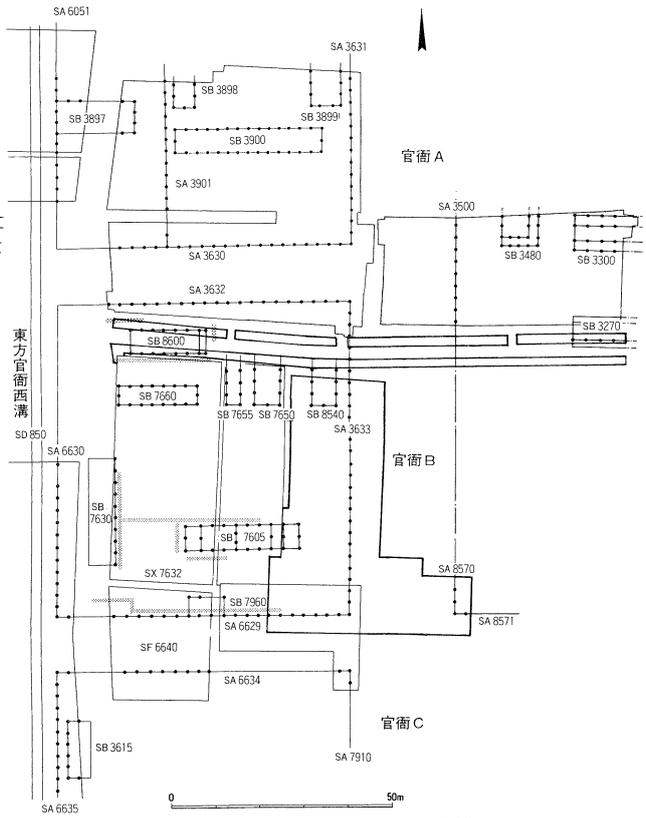


Fig. 7 藤原宮期後半の遺構

後半期の官衙遺構としては、敷設された石敷は遺存しなかったが、S B 7605の規模を明らかにし、区画の北東隅近くに2棟の南北棟が存在することを確認した。

官衙Bの東方では、宮内先行条坊である東一坊大路S F 3499の両側溝を検出した。道路の幅員は第25次・第27次調査で検出した三条大路の規模に類似する。S F 3499の道路心から官衙Bの東辺区画塀までの距離は11.8m（40尺）を測り、これを東方に折り返した位置に東方官衙北地区の官衙の西辺区画塀を検出した。この官衙区画は官衙Bと南辺を揃えるが、西辺の区画塀S A 8570が第38次調査区にも延びる（S A 3500）ことから、官衙の北辺は官衙Aの北辺と揃う可能性が高い。したがって新たに確認した官衙は、官衙A・B二区画を一体にした南北長をもつものと推測できる。東西の規模については、東面北門の調査以降継続的に実施した一連の調査で該当すべき東辺の区画塀を検出していない。東方官衙北地区の建物配置は、長大な建物が東西に並列して建ち並ぶ特徴が認められ、仮に大垣までの占地を想定すると193m（650尺）近い規模となる。

内裏東官衙地区と東方官衙北地区の間、幅80尺の空間には、先行条坊道路を拡幅した宮内道路が位置する。宮内道路の両側溝は不明瞭であったが、道路の幅員は70尺前後に復原できる。宮内道路S F 8625に面する官衙Bの東辺に開く門は存在せず、官衙Bの出入口は南辺と西辺で確認した2カ所に限定されていたようである。

今回の調査で特筆されるのは、官衙区画や宮内道路の存在に制約されない桁行13間の南北二面庇付建物の発見である。桁行総長117尺（34.5m）、梁間総長43尺（梁行総長12.8m）の大型建物であり、遺構の重複関係から、先行条坊である東一坊大路の側溝埋め立て後に建てられ、官衙Bの区画塀の建設時には既に存在しないことから、宮造営時の短期に営まれた建物と推定できる。これまでに発見した藤原宮の建物の中でも最大規模の建物であるが、柱穴や柱痕跡の規模、配置などからみて恒久的な施設とは考えがたく、その位置から大極殿や朝堂院など、宮の中核施設の造営に際して設けられた仮設建物の可能性が高い。

以上のように今回の調査によって、内裏東官衙地区と東方官衙北地区における空間利用の状況とその変遷がより明確になった。7世紀後半の状況に限っても、

- ①先行条坊の施工期…先行条坊の側溝に沿う掘立柱塀による区画を設け、内部に建物を営む藤原宮造営の直前期
- ②藤原宮の造営期…先行条坊の側溝を埋め立て、建物を撤去して大型の仮設建物S B 8561を建設する時期
- ③内裏東官衙地区・官衙Bの造営期（藤原宮期前半）
- ④官衙Bの改修期（藤原宮期後半）
- ⑤官衙の解体期

という変遷を確認することができる。①と③～⑤にかけての変遷の大筋は、内裏東官衙において広く認められるところであり、近年、西方官衙にも共通することが明らかになりつつある。しかしながら宮造営の直前期とした時期だけをみても、同時期に重複関係をもつ遺構がかなり存在し、さらに複雑な変遷をたどるようである。これは先行条坊の施工時期や、宮の造営・整備過程、宮造営直前期の遺構の性格をどう理解すべきかという問題と密接に関係しており、今後、これまでに得られた調査成果を子細に検討して、統合的に問題の解決をはかる必要がある。

2 東方官衙南地区の調査

A 第78-1次調査

(1995年4月)

本調査は農小屋新築にともなう事前調査である。調査地は、藤原宮東方官衙南地区の西辺を限る道路上、つまり宮南面東門から宮北面東門にいたる南北宮内道路S F 8625（先行条坊東一坊大路）の路面上、と推定される位置である。調査面積は25㎡。

基本層序は地表面から、近代の整地土・旧耕作土・明褐灰色土・明茶灰色土（地山）・茶褐色土（地山）である。明茶灰色土の上面で柱穴群を検出した。柱穴群は建物か塀の一部と考えられ、いずれも北でわずかに西にふれる。柱穴群は重複関係から4期に分けることができる。以下、古いものから順に記す。

S B 8420は、東西に2.4m離れてある2つの柱穴で、東西棟の北辺の一部と考えられる。東の柱掘形は東西1.1m・南北0.9m、西の柱掘形は東西0.9m・南北1.3m、ともに長方形である。西側の柱穴が建物の西北角になる可能性もあろう。

S B 8421は、東西・南北方向ともそれぞれ2.7m離れてある4つの柱穴で、庇の一部と考えられる。柱掘形は1.1mの方形で、直径40cmの柱痕跡を残す。柱掘形の底には人頭大の石を敷いて柱の礎盤としている。

S B 8422は、2.4m離れてある大規模な柱穴2つで、建物もしくは塀の一部と考えられる。柱掘形は一辺1.6mの方形、深さ約60cmで、柱抜き取り穴をもつ。

S B 8423は東西2.7m・南北2.4mの間隔である4つの柱穴である。東西棟もしくは南北棟の庇の一部と考えられる。柱掘形は東西0.9m・南北0.8mの長方形で、いずれも柱抜き取り穴をもつ。

遺物は、弥生時代、古墳時代、7世紀代の土器が少量出土した。S B 8422の柱穴から7世紀中頃の須恵器が出土し、S B 8423の柱抜き取り穴からは藤原宮期の土師器・須恵器が出土した。

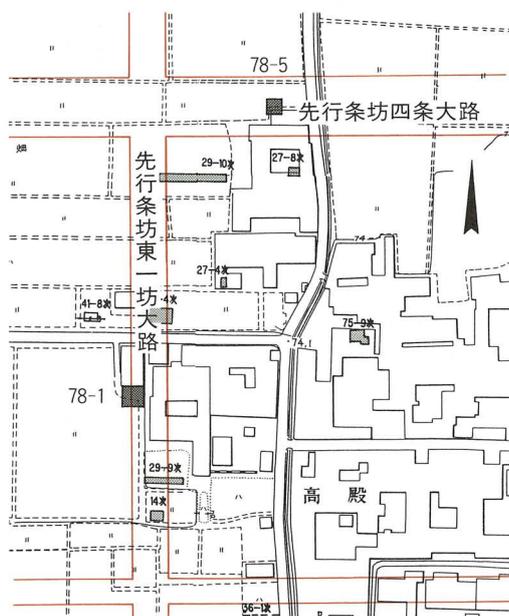


Fig. 8 調査位置図 (1:2000)

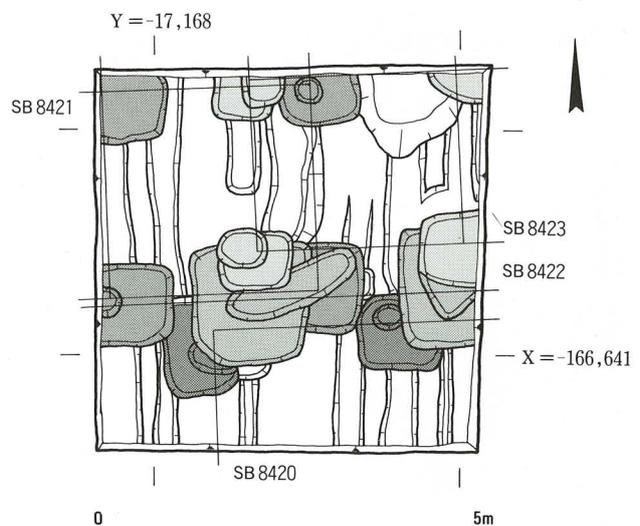


Fig. 9 第78-1次調査遺構図 (1:100)

調査面積はさして広くなかったが、4期にわたる柱穴群を検出した。調査地の位置が、藤原宮の南面東門と北面東門を結ぶ宮内道路S F 8625の路面上と推定されること、そして出土土器が7世紀中頃から藤原宮期までのものであることを勘案すると、柱穴群は藤原宮に先行する時期の建物と推定される。これまでも、内裏東官衙地区の南部を中心に、7世紀中頃以後、藤原宮直前までの時期の建物や塀が見つかった。なかでも藤原宮第71次調査（『概報24』pp. 7～16）では、建物9棟から10棟が、第78次調査（pp. 5～16）でも4棟が検出された。これらの建物もすべて方位が北でわずかに西にふれている。今回検出した建物もこれらの建物群と関連することが推測され、藤原宮造営以前の土地利用状況を把握するのに重要な地域である。

B 第78—5次

(1995年8月)

本調査は、農業用倉庫の建て替えにともなう事前調査である。調査地は、先行条坊四条大路と東一坊大路の交差点のやや東にあたる。調査面積は16㎡。

盛土（約30cm）と旧耕土・床土（約30cm）を除去し、遺構面（黄褐色土上面）に達した。調査区西北隅で土坑を2基を検出した以外に遺構はなく、下位の暗黄褐色土上面でも遺構は検出されなかった。土坑から出土した遺物は、弥生時代末期の土器片のみであった。

さらに調査区北辺と西辺を20～40cm掘り下げ、水成堆積層を数枚検出した。これらの土層は東から西に傾斜する。調査区北辺の明黄褐色砂質土層から弥生時代か縄紋時代のサヌカイト製剥片が1点出土した。

藤原宮期およびその直前期の遺構が何ら検出されなかったことは、本調査区が先行条坊四条大路上に位置しているという予想を裏付けている。それ以前の遺構は土坑2基のみであり、遺物もほとんどない。下層の土層堆積状況からみて、調査区およびこの西方にかけての古墳時代以前には、南北方向の自然河川か湿地があったと考えられ、上面を居住地とするには不適切な環境であったと推定できることと関連しよう。

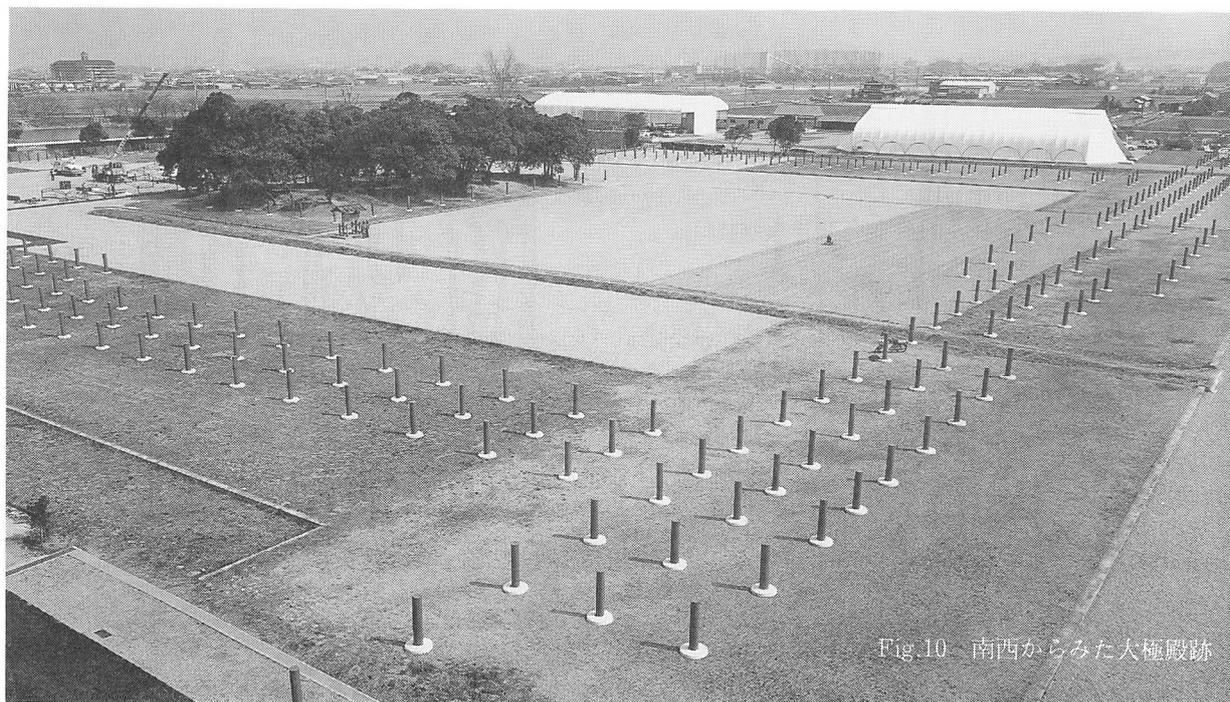


Fig.10 南西からみた大極殿跡

3 西方官衙北地区の調査

A 第75-14次

(1995年1月)

この調査は、市道小房東池尻線の歩道拡幅にともなう事前調査として、檀原市縄手町で実施した。調査地は西方官衙北地区の西北部にあたり、西面内濠が調査区の西辺部で検出できるものと予想された。

道路造成に伴う盛土の直下、黄灰色粘質土上面で遺構を検出した。

掘立柱建物SB8380は、調査区中央で検出した南北棟建物。南妻と考えられる3個の柱穴を確認した。梁間は2間で、柱間は1.8m(6尺)等間である。北で東に7度ふれている。

土坑SX8381は、SB8380の東で検出した浅い方形の土坑。南北長は不明だが、東西長は3.5mあり、深さは25cmである。底面は平坦面をなすが、特に叩き締めたような痕跡はない。性格は不明である。SB8380と同様に北で東にふれている。

沼状遺構SX8382は、SB8380の西6mほどで東岸を確認した。さらに調査区外西に広がるため、その規模や形状は明らかでない。現状で東西幅は11.5m以上あり、深さは1.4mある。上から40cmほどは埋め立ての土(黄褐色砂質土・淡灰褐色砂質土)で、その下は堆積土(淡灰色粘質土・暗灰色粘土)である。堆積土から、藤原宮式軒平瓦6641Fが2点と、熨斗瓦3点のほか、丸瓦・平瓦が出土した。

調査の結果、西面内濠想定位置で沼状遺構SX8382が検出された。堆積土からは藤原宮式軒瓦が出土したが、SX8382が藤原宮期に存在したのか、あるいは藤原宮廃絶以後にできたものであるのかは明らかでない。

B 第78-4次

(1995年6月)

この調査は、個人住宅新築に伴う事前調査として、檀原市縄手町でおこなったものである。調査地は、先行条坊四条々間路の想定位置にあたる。四条々間路の南北両側溝の確認を主目的に、幅1.5~2mの調査区を南北12mにわたって設定し、調査をおこなった。

調査区の層序は上から、盛土・旧耕作土・床土・茶褐色土・暗灰褐色微砂の順である。現地表下約1.3mの暗灰褐色微砂層の上面で遺構検出をおこなったが、検出した遺構は、耕作土から掘り込まれた素掘りの東西溝1条だけで、先行条坊四条々間路や藤原宮に関連する遺構や遺物を検出しなかった。過去に周辺でおこなった調査でも同様の成果がえられており、藤原宮あるいはその直前の遺構はすべて後世に削平されたものと考えられる。

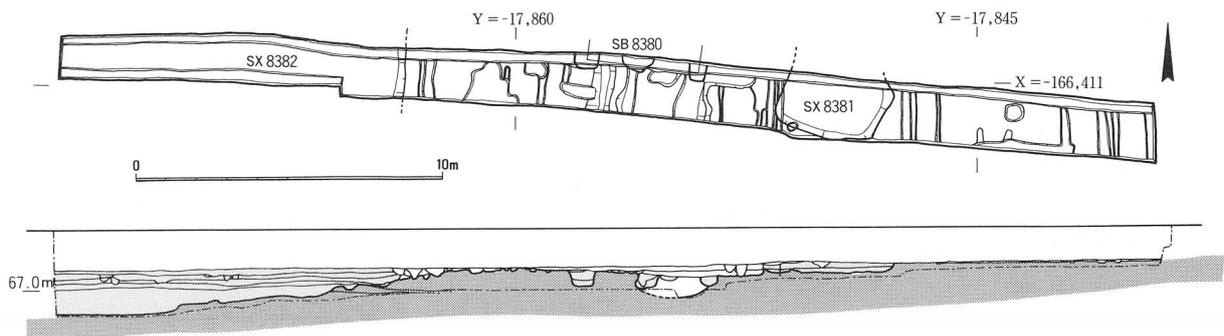


Fig.11 第75-14次調査遺構図・土層断面図(1:250)

4 西方官衙南地区の調査（第79次・第80次）

（1995年6月～1996年2月）

第79次調査は保育所建設にともなう事前調査（面積1,320㎡）、その西で実施した第80次調査は宅地造成にともなう事前調査（面積1,780㎡）である。調査地は藤原宮西方官衙南地区の東南隅、つまり西面南門から東に向かう宮内道路（先行条坊五条大路）が、南面西門と北面西門を結ぶ南北方向の宮内道路（先行条坊西一坊大路）に交差する地点の北西に位置する。当調査部では20数年来この付近で、鴨公小学校の移転や四分団地の建て替えなどにもなう調査を重ね、以下の成果を得てきた。

- ① 藤原宮造営に先行して、五条々間路や西二坊々間路などの条坊道路が設けられていた（第5～9次『報告Ⅱ』）。
- ② 藤原宮直前期の宮内先行条坊五条西二坊の東南坪内に、四方を掘立柱塼（S A 1215・1216・6985・7000）で囲まれた、東西に長い官衙風の大型区画（以下、区画Aとよぶ）があった（第6・8・9・63-8・63-10・76次『報告Ⅱ』『概報21・25』）。
- ③ 藤原宮造営時に五条々間路と西二坊々間路の側溝を埋めて長大な建物が4棟建てられる。これらは馬寮と関連する可能性がある（第5～6次『報告Ⅱ』）。
- ④ 西面大垣南門の内濠から薬物に関する木簡と薬石が出土したので、付近に典薬寮があった可能性がある（第58-1次『概報19』）。
- ⑤ 第79・80次調査地の南には弥生時代と古墳時代の集落跡である四分遺跡の中心部がある。第76次調査などで弥生時代の方形周溝墓S X 8220・8221と遺物包含層、S D 3100など古墳時代の河川数条がみつき、四分遺跡北辺の情報を得た（『報告Ⅲ』『概報25』）。

このようなことから、第79・80次調査では、宮内先行条坊の五条大路と西一坊大路の検出が予想され、それらがどのように宮内道路として踏襲されたのか、また五条大路と区画Aの南辺S A 7000との間の空間利用についての情報もえられると予想された。さらに、古墳時代の河川の続きや、四分遺跡の弥生集落の北辺の区画施設などがみつかるとも期待された。

基本層序

第79次調査区は、現代の廃材を含む盛土層が厚くあり、耕土・床土と続き、黒灰色土上面で藤原宮期・藤原宮直前期および、古墳時代の遺構検出をおこなった。一方、比較的良好な土層が残っていた第80次調査区では、盛土（淡灰色バラス、黄白色砂礫）・耕土・床土と続き、藤原宮期・藤原宮直前期の遺構を、淡灰褐色土または淡褐色砂質土の上面で検出した。下層調査区においては、後述する弥生時代中期の環濠を明瞭に検出するために、最終的には地山である暗緑灰色微砂層上面まで掘り下げた。下層調査区の層序については、後述する。

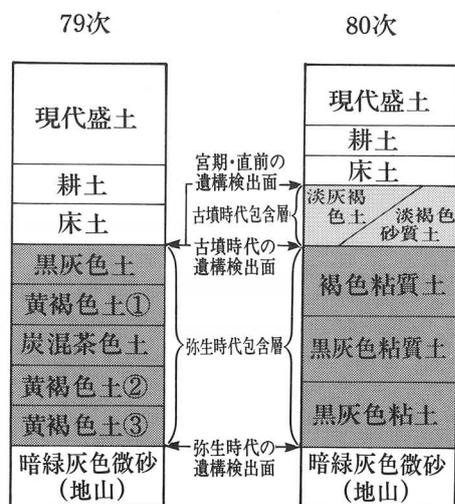


Fig.12 第79・80次調査区基本層序模式図

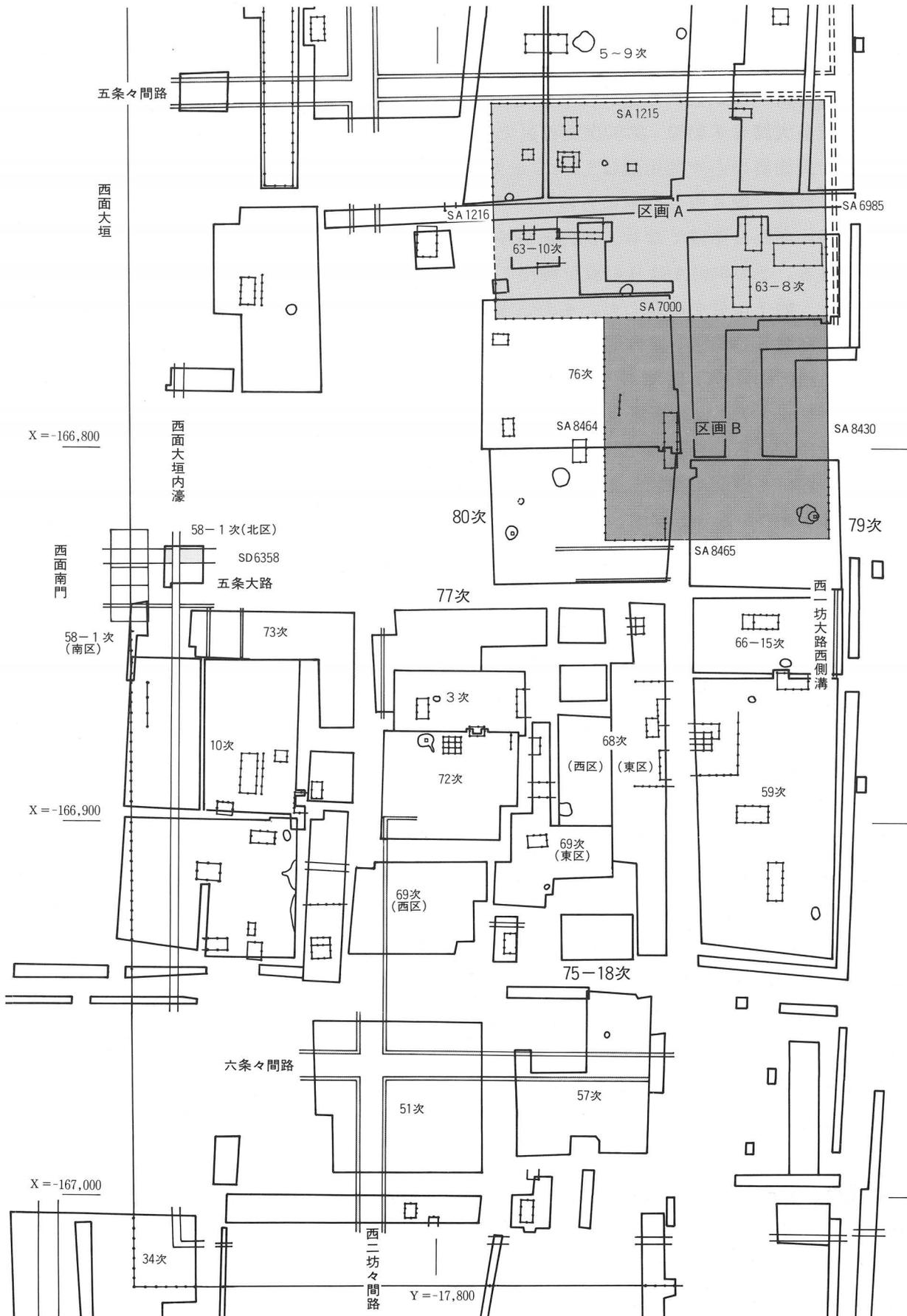


Fig.13 西方官衙南地区・西南官衙地区遺構配置図および調査位置図 (1 : 1500)

A 上層遺構の調査

藤原宮直前期・藤原宮期の遺構

道路側溝2条、掘立柱塀5条、掘立柱建物2棟、井戸4基、土坑6基がある (Fig.14)。

先行条坊五条大路 S F 6360 第80次調査区では S F 6360の北側溝 S D 8461と南側溝 S D 8462を検出した。両側溝の心々間距離は8.5～9 mである。北側溝 S D 8461には新旧2時期 (A・B)があり、Bは後に掘り直したものとみた。S D 8461Bは幅約1 m、深さは調査区東端で約25cmあるが、西に向かって浅くなり、約29m分を確認したにとどまった。国土座標に対して西で若干南にふれる。S D 8461AはBの底で検出した。調査区東端で深さ約15cmあり、Bと同様に西で浅くなる。約7 m分を確認した。また、S D 8461は第58-1次調査において西面南門の東で検出した北側溝 S D 6358の東の延長上にあるとすると、これらをつないだ時の国土座標に対するふれは、西で南に約1度である。S D 8461と S D 6358は同一の側溝であろう。南側溝 S D 8462は幅約1 m、深さは調査区東端で約25cmで、西にいくほど浅くなる。約24m分を検出した。西で若干南にふれる。S D 8462が S D 8461に平行していると仮定した場合、その位置は、第58-1次調査において壁面で確認した S F 6360の南側溝 S D 6359の北約3.8mにある。S D 8462と S D 6359は別の溝であろう。なお、第79次調査区では遺構面が後世削平されていたので、両側溝と先行条坊西一坊大路西側溝は遺存しなかった。

区画 B 第76次調査 (『概報25』)ではその存在を否定したが、区画Aの南に別の方形区画 (区画B)が存在した。区画A南辺の塀 S A 7000の東 $\frac{2}{3}$ を北辺とし、東辺を塀 S A 8430、南辺を塀 S A 8465、西辺を塀 S A 8464で囲む区画である。

東辺の南北塀 S A 8430は、第79次調査区で9間分 (柱間2.4m) 検出した。区画A東辺の塀 S A 6985の南延長上にあり、南北25間・全長60.5mと推定できる。南辺の東西塀 S A 8465は、先行条坊五条大路北側溝 S D 8461の溝心から北約1.8m (6尺)に位置する。西から7間分 (柱間2.5m) を第80次調査区で検出したが、第79次調査区内では削平され残らない。東西24間・全長58.8mと推定する。西辺の南北塀 S A 8464も、第80次調査区で12間分 (柱間2～2.5m) 検出した。S A 8464の北延長上には、第76次調査区の掘立柱建物 S B 8201の東妻柱列と南北塀 S A 8205が位置する。『概報25』ではこれらを別々の施設と理解したが、一連の塀を構成し S A 7000に接続する。この結果、S A 8464は全長60.5m・推定30間となる。区画B北辺は S A 7000の東から29間分・全長58.8mを共用する。こうして、区画Bの規模は、東西58.8m (200尺)・南北60.5m (205尺)に復原できる。区画Bは全体に北で西にふれる。これは S F 6360の北側溝 S D 8461のふれに近い。

掘立柱塀 S A 8466・8467 逆L字形の掘立柱塀である。S A 8466は東西3間 (柱間2 m)・全長6 mで、区画B南辺の塀 S A 8465より新しい。S A 8467は南北5間 (柱間1.5～1.7m)・全長6.3 mである。

掘立柱建物 S B 8200 第76次調査で検出していた掘立柱南北棟である。第80次調査区で南妻柱が見つかったので、桁行6間 (柱間約2.4m)・梁間2間 (柱間約2 m)に規模が確定した。なお、東底をもつ可能性は残る。

掘立柱建物 S B 8460 第80次調査区北端中央にある掘立柱南北棟である。西側柱は後世の削平により失われている。桁行推定3間 (柱間2 m)・梁間2間 (柱間2 m)である。

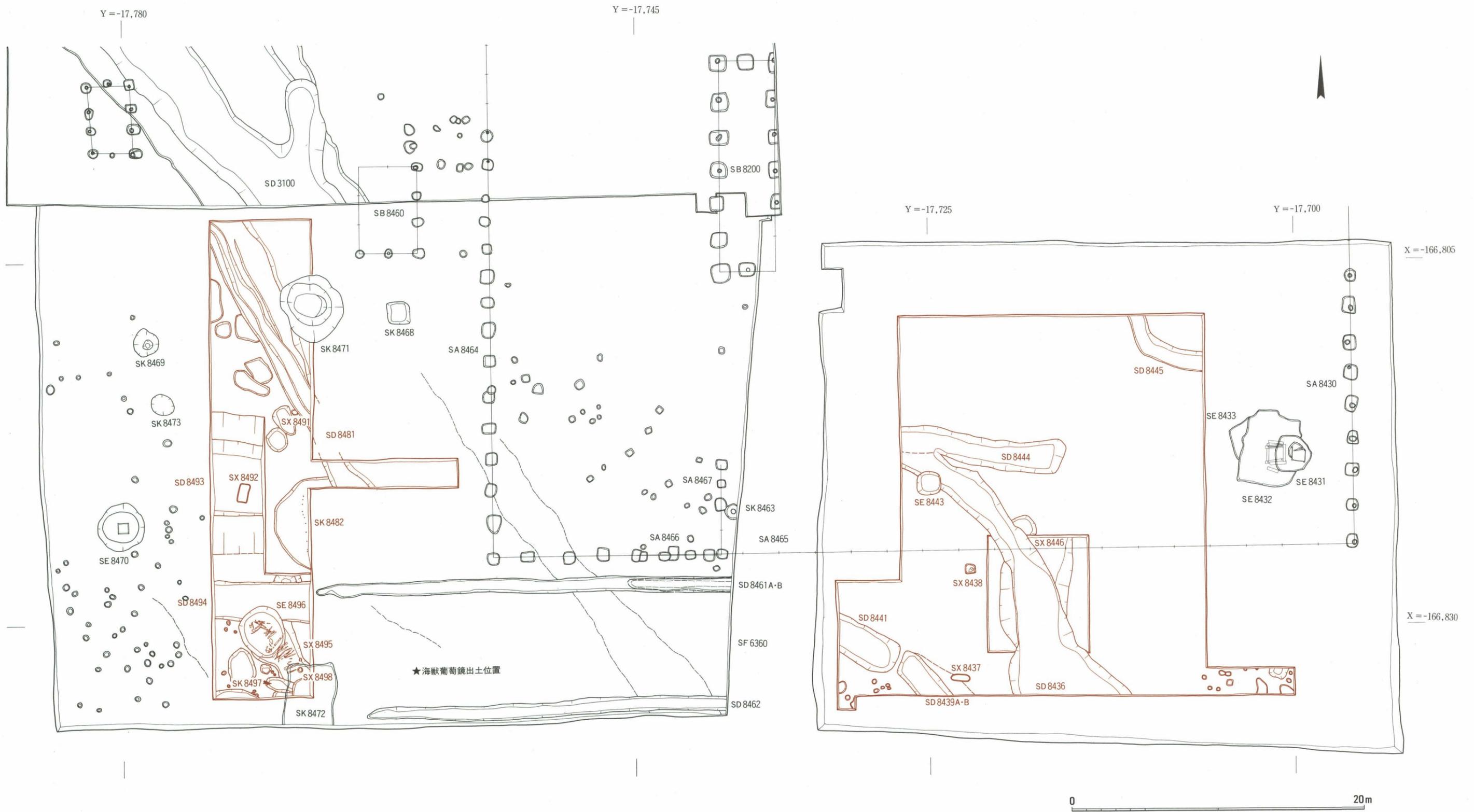
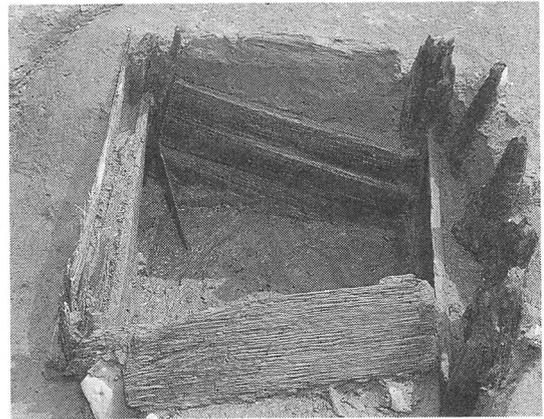
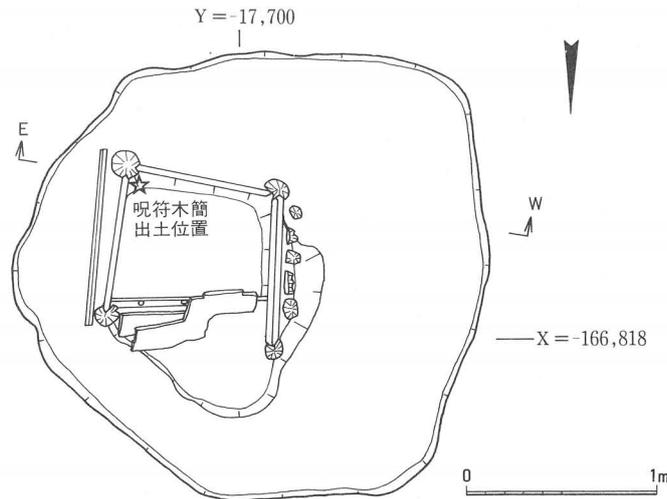
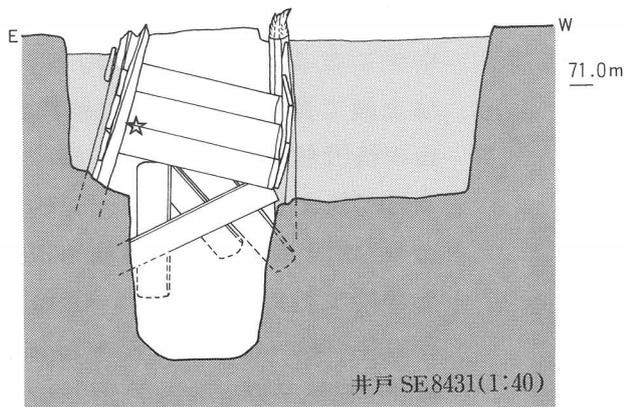


Fig.14 第79次・第80次調査遺構図 (1 : 250)



S E 8431の呪符木簡出土状況（北から）



S E 8432の土居桁（南から）

Fig.15 井戸S E 8431と井戸S E 8432

井戸 S E 8431・8432・8433 第79次調査区東辺中央にあり、区画B東辺の堀の内側に位置する。3基の井戸は相互に重複関係があり、西（S E 8433）から東（S E 8431）の順で新しくなる。最も新しいS E 8431の掘形は深さ約1.8mで、開口部の直径は約2.4mだが、上から深さ1mのところでは一辺1.5m前後の方形となる（Fig.15）。底面は砂礫層に達し、調査時も豊富に水が湧いた。井戸枠の構造は、まず方形の開口部の掘形の四隅に隅柱を立てる。隅柱には互いに直交する位置に2条の縦方向の溝を切り、そこに両端を楔形に加工した横板（全長90cm・幅約20cm・厚さ約2cm）を数枚落とし込む。このタイプの井戸枠は、一般的には隅柱の下に土居桁を置き、その四隅にあけた穴に隅柱の先をはめ込むが、S E 8431の隅柱は掘形に直接差し込まれる。そのため構造的に不安定となり、かつ井戸下半部の掘形がむき出しになるので、井戸枠の西・南・東面の外側に、先端を楔形に加工した縦板を数枚打ち込むか、挟み込んで井戸枠を保護する。それでも北面の井戸枠は裏込めの土圧に耐えきれなくなったので、杭と梁で修理している。井戸枠内の埋め土から国内初見の星座「羅堰九星」を描いた呪符木簡が出土した。井戸の埋め土は均質で、一気に埋め戻されたようである。

S E 8431以前には、ほぼ同位置にS E 8432があった。掘形は上面で一辺約4mの方形をし、深さ1.8mある。本来は土居桁隅柱溝落とし込み横板組の井戸枠を設置した井戸だが、大半の横板と隅柱が抜き取られ、北面の横板が下2段とその下の土居桁（一辺約1.3m）がほぼ原位置で残されていたにすぎない（Fig.15）。井戸底には石が敷き詰められていた。S E 8432と、S

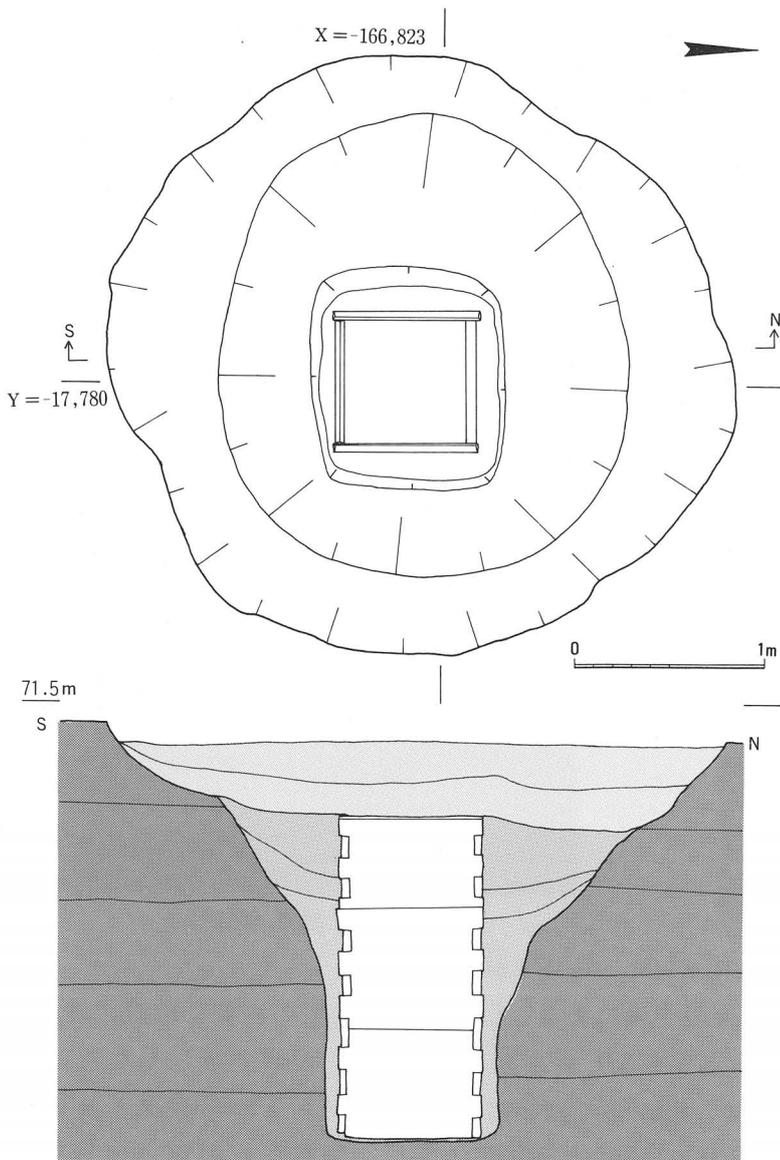


Fig.16 井戸S E 8470 (1 : 40)

井戸材の1枚には原木の皮に近い白太しらたが残されており、年輪年代測定の結果、天武十一(682)年に伐採されたことが判明した(pp.31~32参照)。

土坑 S K 8471 S B 8460の西南に位置する。直径4.6m・深さ1.3mのすり鉢状である。多量の土器とともに、木簡1点と削り屑191点、木製品などが出土した。

土坑 S K 8473 S E 8470の北にある土坑。直径約1.3m。飛鳥IVの土器や竈が出土した。

そのほかの遺構

土坑 S K 8463 直径1mの掘形に長径33cm・短径30cmの曲物を据える。残存高25cm。南北塀 S A 8467の東側にあつて柱穴と重複し、それより新しい。埋め土からは少量の土器片が出土した。小型の井戸の底か。

土坑 S K 8469 調査区西側にある、すり鉢形の土坑。直径1.6m・深さ0.8m。土器片が少量出土した。

このほか、中世の素掘り耕作溝より新しい土坑 S K 8468と S K 8472がある。

E 8431の井戸枠はともに隅柱溝落とし込み横板組であり、横板の大きさが一致する。しかも、前者は土居桁を残すが隅柱を欠くのに対し、後者は逆に土居桁を欠くが隅柱を残す。S E 8431の井戸枠と隅柱は、S E 8432のそれを再利用した可能性が高い。

S E 8432以前に S E 8433があつたが、大半を S E 8432に壊され、井戸枠などは残らない。

井戸 S E 8470 第80次調査区西辺中央にある井戸 (Fig.16)。掘形は上面で長径約2.5m、短径約2.2mの楕円形をしているが、深くなるほど狭まり、底部では一辺約1mの方形となる。深さは抜き取りを含めて約2.2mである。蒸籠組みの井戸枠(枠板全長65~75cm・幅48~65cm・厚さ4cm)が3段残されていた。上下の井戸枠同士は太柎や釘で連結せず、単に重ねて、裏込めの土で安定させている。枠内からは完形土器3点と軒丸瓦1点の他、少量の土器片、ヒョウタンなどの植物遺体が出土した。井

遺物

木簡、瓦、土器、木製品、金属器などが出土した。

木簡 合計193点出土した。2点を除き全て削屑である。削屑はいずれも細かいものばかりで、内容の判明するものはない。呪符木簡について詳しく述べる。

呪符木簡 井戸S E 8431から出土した。井戸枠の中、検出面からの深さ約1 mのところから、頭部を下にして南西隅柱に斜めに立てかけたような状態で発見された (Fig.15)。おそらくS E 8431廃棄後、その埋め立て途中に投入されたのであろう。ほかに木簡や祭祀遺物などは共伴しなかった。

木簡は、長さが40cm近くにおよぶ長大なもので、頭部を方形に整形し、下端部両側を三角形に切り欠く。完形であり、とくに残りがよい。折敷の底板を木簡に転用したもので、文字面を表とすれば、裏面の下端近くの形状や長辺の側近くにある2つの穴（複数の板を連結するための穴）等に折敷の名残をとどめる。木簡が出土した井戸S E 8431の埋められた時期を藤原宮期ないし直前期とする発掘所見に対して、折敷の年代観や木簡の書風には否定的な要素はない。

木簡の釈文は、次のようになる。

「乎其 388×53×6 mm
（符籙）鬼小（符籙）今」 032型式

符籙4つと文字5文字を記す呪符木簡である。他の呪符木簡に類例を探すと、全く同じものはないが、木簡の中央付近の「几」状の符籙の直下に「今」と記し、その斜め右下に「乎其」と字句をおいた配置が、橿原市教育委員会の藤原京右京五条四坊の調査で出土した呪符木簡のそれに似ている（和田萃「奈良・藤原京右京五条四坊」『木簡研究』第15号 1993年）。

本木簡の符籙のうち、一番上に描かれた符籙については、中国宋代に成立した『天原発微』（『正統道藏』所収）に類似例を見いだすことができた。すなわち、同書に記された中国の星座のひとつ、「羅堰（らえん）」によく似るのである。そこには次のように書かれてある。

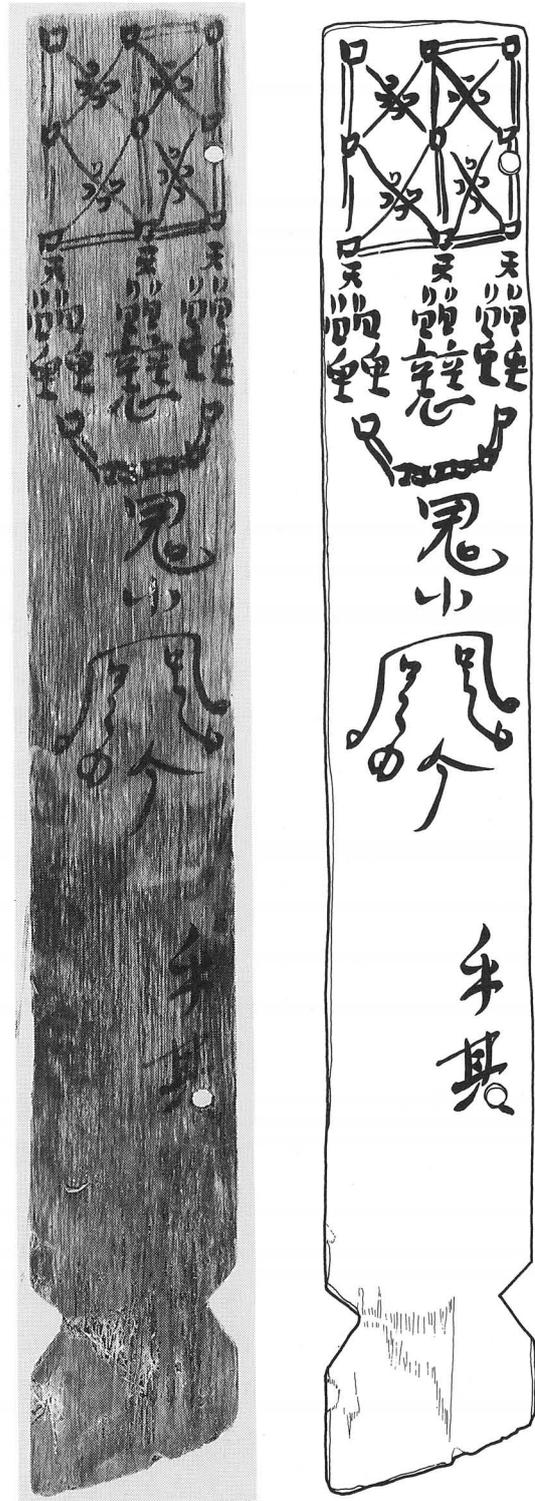


Fig.17 呪符木簡 (1 : 2)

○羅堰



九星在牽牛東。壅水潦。為灌溉之渠。

つまり、これは「洪水をせき止めて灌漑用水とする」の意である。『天原発微』の図形と木簡の符籙を比べると細かい点では若干の差異はあるが、上段の左側の横線が書かれていないという共通点などから、両者は同じものを指し示すと考えることができよう。木簡に中国の星座が記載されていると認められた例としては、大阪府・桑津遺跡から出土した7世紀中頃の呪符木簡がある。(王育成「桑津遺跡の道教木簡について」永島暉臣慎ほか訳『大阪市文化財論集』大阪市文化財協会1994年)。本木簡はそれに次いで古い例となる。

『天原発微』のような図形は記されていないが、「羅堰」については、ほぼ同じ内容を『晋書』天文志、および『隋書』天文志にまでさかのぼって確認することができる。両書はいずれも唐の太宗から高宗期、7世紀中頃に成立した書物であり、本呪符木簡より少し前の時代のものである。したがって、木簡の符籙を「羅堰」であると考え、上記の意味に解釈しても年代的に不自然ではない。全体の内容は不明ながら、井戸から出土した点もあわせて考慮すると、この呪符木簡は水に関係する祭祀に使われたものである可能性が高い。

なお、木簡の符籙が「羅堰」であるとする点で注目すべきものであり、大きな意義を有すると考えられる。すなわち、そこに描かれた星座「羅堰」は、二十八星宿のような著名なものではなく、珍しい星座である。それが正確に描かれ、かつ呪符として使用されている背景には、かなり体系的で正確な知識や思想の存在が必要であると考えられる。この点に注目するならば、この木簡は当時の日本に中国の最新の天文学の知識や思想が比較的早く輸入されていたことを示す有力な証言者として、重要な意義をもつといえよう。

土器 上層遺構からは7世紀代の土師器と須恵器が出土した。また、これに混じって弥生土器や古墳時代の土器もある。ここでは、遺構出土土器について概略を述べる (Fig.18)。

井戸 S E 8432出土土器 抜き取り穴から古墳時代の土器と共に7世紀代の土師器杯 C・G、甕 A、甗、須恵器長頸壺片が少量出土したのみである。出土量が少ないために時期の決め手に欠けるが、土師器杯 C は飛鳥 IV の特徴をそなえている。

井戸 S E 8431出土土器 掘形から土師器杯 A・C、須恵器杯 B・同蓋、杯 G 蓋、甕、埋め土からは土師器杯 A・C・G・H、甕、須恵器杯 B 蓋、杯 G 蓋、広口壺が出土し、抜き取り穴から土師器杯 D、甕、須恵器平瓶が出土した。須恵器杯 B 蓋をみると、掘形からはかえりのあるものが、埋め土からはかえりのあるものとないものが各々出土している。これらの土師器杯 A・C、須恵器杯 B・同蓋などはおおむね飛鳥 IV の特徴をそなえている。

五条大路 S F 6360側溝出土土器 (Fig.18 1~15) 1・2・6・9 は北側溝 S D 8461 から、その他は南側溝 S D 8462 から出土。土師器杯 C は、外面調整は口縁部をヨコナデするのみで、外面のヘラケズリやミガキ調整はすでに省略されている。法量には口径 12cm 前後のもの (1・2) と、15cm のもの (3) とがある。杯 H (4) は口縁部をヨコナデし、底部外面をヘラケズリする。須恵器杯 G (6・7) は、底部外面をヘラキリのまま未調整。杯 G 蓋 (5) は、かえりが口縁端面の内側につくもので、頂部にはヘラケズリした後に小さな宝珠形のつまみをはり

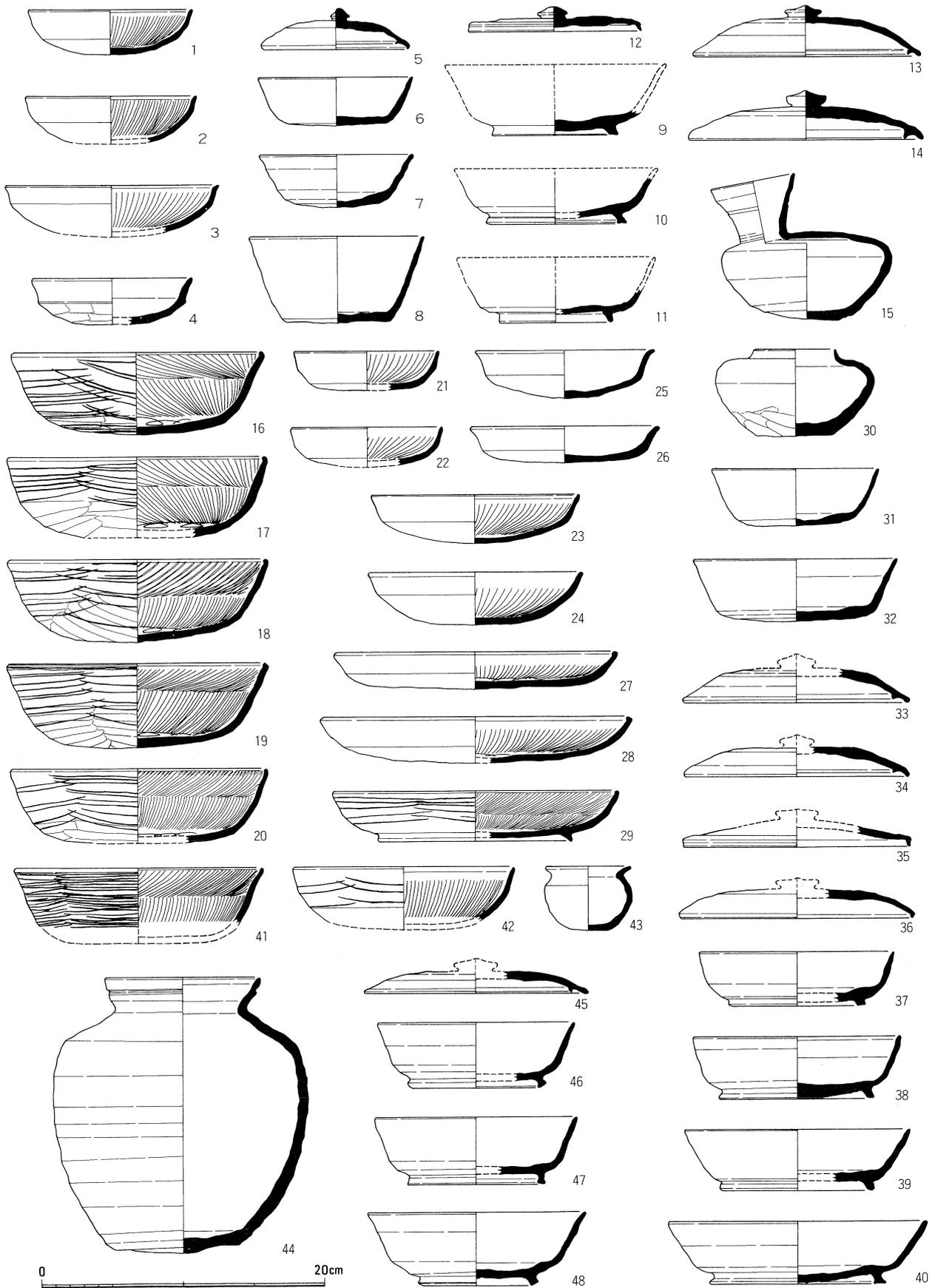


Fig.18 第80次調査区上層遺構出土土器 (1 : 4)

つける。椀A（8）は底部外面をヘラキリの後、粗くナデる。杯Bはいずれも口縁部を欠いているために全形を知ることはできないが、高台の断面形には角張るもの（9・10）、尖り気味になるもの（11）などがある。杯B蓋には、かえりを持ち、つまみの頂部がやや尖ったもの（13・14）と、かえりのないものがあり、前者のほうが多い。また、かえりのないものには通常のものに比べ、扁平に作るもの（12）もある。平瓶（15）は外面体部下半はヘラケズリの後ヨコナデ、底部はヘラキリ未調整である。これらの土器は、飛鳥Ⅳの特徴をそなえる。

土坑S K 8471出土土器 (Fig.18 16~40) 土師器には、杯A・C・D・G・H、皿A・B、高杯、鉢、甕、甗など、須恵器には杯A・B、杯B蓋、杯G、鉢、短頸壺、長頸壺、甕などがある。土師器杯A（16~20）は、口径17.4~18.0cm・器高5.3~6.1cmの杯A Iのみが出土した。外面は底部をヘラケズリし、口縁部から体部下半にかけて比較的密なヘラミガキを施す。内面は底面にラセン、口縁部に二段放射暗文を施す。16は底部にもヘラミガキをし、また、墨書がある。杯Cは、口径15cm前後・器高3.5cm前後のもの（23・24）と、口径10.5cm前後・器高2.8cm前後のもの（21・22）がある。外面調整は、口縁部をヨコナデするのみである。口縁部だけをヨコナデする杯Gは、器高の高いもの（25）と低いもの（26）がある。皿A（27・28）は口縁端部が内側に肥厚する。外面調整は口縁部をヨコナデするのみである。皿B（29）は、口縁端部が肥厚する。内面には細かい二段放射暗文とラセン暗文を施す。外面はヨコナデの後、ヘラミガキをする。須恵器杯G（31）は底部をヘラキリ未調整、杯A（32）も底部ヘラキリのまま。杯Bは高台がやや外方に踏ん張ったもの（38~40）とそうでないもの（37）がある。杯B蓋は、いずれもつまみの形状は明らかでないが、かえりを持つもの（33・34）と持たないもの（35・36）が数量的に相半ばする。短頸壺（30）は、体部下半をヘラケズリの後、ミガキをして平滑に仕上げる。これらは良好な一括資料で、飛鳥Ⅳに位置づけられる。

井戸S E 8470出土土器 (Fig.18 41~48) 掘形から少量の土器が出土した。掘形からの出土土器で図示できるのは、須恵器杯B蓋（45）のみである。井戸枠内埋め土からは、土師器杯A（41）、杯C（42）、小壺（43）、須恵器杯B（48）、短頸壺（44）などが出土した。

土師器杯A（41）は外面を密にヘラミガキする。杯C（43）も外面を粗くヘラミガキする。井戸枠抜き取り穴からも若干の土器が出土した。須恵器杯B（46・47）がある。いずれの土器も飛鳥Ⅳの中でおさまる。

瓦 類 出土した瓦は、第79・80次両調査区をあわせて、丸瓦35点（5kg）、平瓦101点（14kg）、軒瓦3点である。丸・平瓦は重量で各々1・2枚分程度にすぎず、ごく微量である。これは、これまでの西方官衙南地区での瓦の出土傾向と合致する。

軒瓦はすべて第80次調査区から出土した。藤原宮所用軒丸瓦6278Dと川原寺創建軒丸瓦601Bが1点ずつ、藤原宮所用軒平瓦6641Eが1点ある。軒丸瓦6278Dは井戸S E 8470の井戸枠内埋め土から出土した（Fig.19）。井戸枠内からは他に瓦片は出土しておらず、井戸枠抜き取り穴から丸瓦小片が1点出土したにすぎない。6278Dは藤原宮所用軒瓦の産地別分類Gグループ（『報告Ⅱ』）に属し、近江産と推定される軒丸瓦である。後述するようにS E 8470井戸枠材の伐採年が天武十一（682）年に定まり、井戸枠内から出土した土器は飛鳥Ⅳである。6278DをはじめとするGグループの軒瓦が、藤原宮所用軒瓦でも古い段階に位置づけられる蓋然性を示唆するだろう。

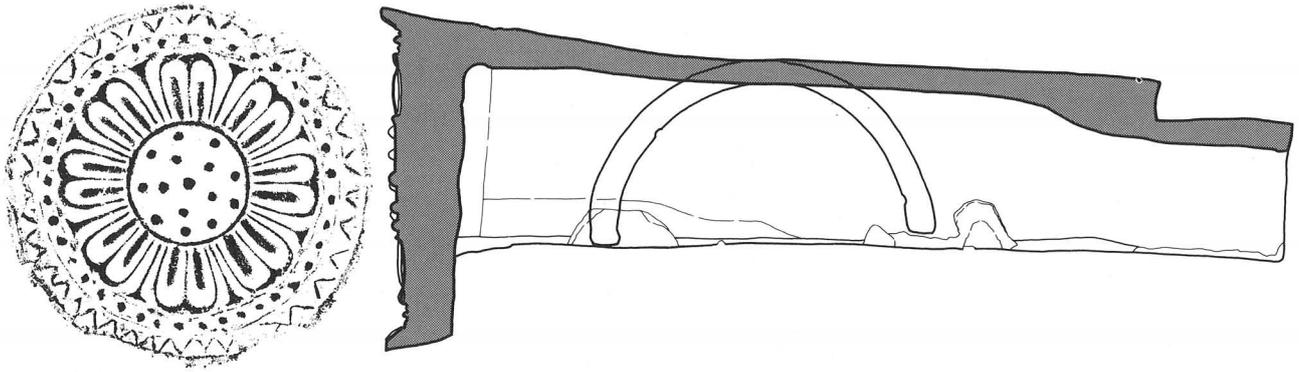


Fig.19 井戸S E 8470出土軒丸瓦6278D (1 : 4)

木製品 土坑S K 8471から、漆器、削り物の箱、杓子、工具の柄、横槌、巻横木、独楽などが出土した。ほかに、井戸S E 8470から自在鉤が出土した。

金属製品 鉄釘、鉄鏃、海獣葡萄鏡などがある。海獣葡萄鏡 (Fig.20) は、第80次調査区から出土した。儀鏡化し、内区だけが独立した小型鏡である。面径3.79cm、重さ11.1g。腐食がかなり進んでおり、状態はよくない。鈕の回りに凶像を4つ配置するが、鑄上がりがきわめて悪いため細部表現は模糊としており、凶像の違いを判別できない。類例に坂田寺出土例 (坂田寺第6次調査『概報21』) や橿原市四条大田中遺跡出土例 (2面) がある。

非破壊的手法による微小領域蛍光X線分析によるさび層表面からの分析をおこない、次の結果を得た (Tab.4)。ただし、分析値は、鏡の製作当初の成分を示すものではないので取り扱いに注意を要する。注目すべきは、アンチモンが4～5%程度含まれることである。この鏡に類似する坂田寺出土鏡においても、3～4%程度のアンチモンが含まれている。アンチモンは、この時代の小型鏡の成分的特徴を考えるキーになる可能性がある元素だろう。

なお、この小型海獣葡萄鏡は、出土位置が先行条坊五条大路の路面にあたるので、路面上での祭祀に関連する可能性もあろうが、掘形に埋納された形跡はなかった。

井戸S E 8470井戸枿材の年輪年代測定

井戸S E 8470には、総数12枚のヒノキの板材が井戸枿として使われていた。このなかから、板材1枚を選定し年代測定をおこなった。材種はヒノキであった。この板材には、3cmの辺材部が残存していたので、樹皮直下の年輪が遺存しているものと判断した。この板材から計測した年輪層数は258層分であった。この試料パターンとヒノキの暦年標準パターン (前37年～845

Tab. 4 成分分析結果

		(%)
銅	(Cu)	91.6
錫	(Su)	0.7
鉛	(Pb)	0.9
ヒ素	(As)	0.7
銀	(Ag)	0.1
ビスマス	(Bi)	1.6
アンチモン	(Sb)	4.0
鉄	(Fe)	0.4

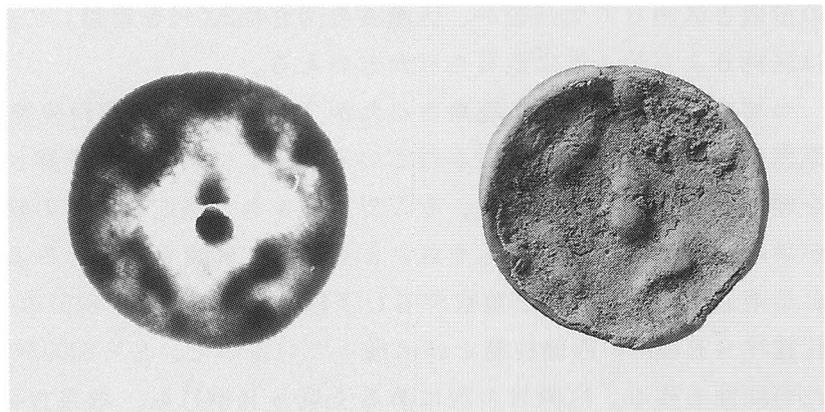


Fig.20 海獣葡萄鏡 (実大; 左はX線透過写真)

年)との照合の結果、258層分の試料パターンは、暦年標準パターンのなかの425年～682年の年代位置で照合が成立した。よって、この桧板材は682年(天武十一年)に伐採したヒノキを加工したものであることが判明した。(埋蔵文化財センター：光谷拓実)

まとめ

第79・80次調査によって、西方官衙南地区の東南部の状況がかなり明瞭になった。

区画Bの規模 区画Bの規模は東西幅200尺、南北幅205尺に復原できた。その北辺の塀は区画Aの南辺の塀S A 7000を利用しており、200尺という数値は区画Aの南北幅、あるいは東西幅の $\frac{2}{3}$ を意識していると考えられる(第76次調査では、区画Aの計画尺に大尺を想定したが、小尺計画とみた方が整合性が高い)。区画Bの西辺の塀S A 8464がS A 7000に取り付く柱位置は、その西に一間分の柱を欠いているので、区画Aの南門であろう。

一方、区画Bの南北幅は205尺と東西幅より若干長い。これは区画Aの北辺塀S A 1215を先行条坊五条々間路南側溝心から6尺で設定したことと同様、区画Bの南辺塀S A 8465を先行条坊五条大路北側溝S D 8461Aの心から6尺で設定したことによるのであろう。区画B内には南北棟建物S B 8200と井戸S E 8431～8433がある。S B 8200の北妻柱は、北辺の塀S A 7000から南に90尺、棟通りは西辺の塀S A 8464から60尺離れた位置にあたり、計画的な配置がうかがえる。区画B内で見つかった施設は少ない。しかし、その東半が後世大きく削平されていたことを考慮すれば、本来さらに複数の建物などがあった可能性はある。

藤原宮の内裏東官衙地区では、東西幅約66m、南北幅約72mの官衙区画が南北に3つ並ぶ(第78次調査・pp.5～16参照)。区画Bの規模はそれに匹敵し、区画Aの規模はそれらを大きく上回る。しかし、区画A・Bの機能を決定できる証拠は、まだみつかっていない。

区画Bの年代 区画Bはいつ造営されたか?。区画Aは、その北辺の塀S A 1215が宮内先行条坊五条々間路に規制されているので、従来から藤原宮直前期に設置されたと考えられてきた。区画B内の井戸S E 8431・8432の掘形から出土した土器は飛鳥IVの土器であり、埋め土から出土した土器は飛鳥IVでもVに近い様相をもっている。また、S E 8431の井戸桧埋め土から出土した呪符木簡も、転用された折敷の年代観や木簡の書風は、これら土器の年代観と矛盾しない。したがって、これらの井戸は、藤原宮直前期に設置されたとみるのが妥当であり、区画Bもほぼ同時に計画・造営されたと考えられる。

ただし、区画Aの規模を東西幅300尺、南北幅200尺と完数値で設定し、さらに区画Aの南門の位置と区画Bの東西幅が、区画Aの南北幅200尺を意識して設定しているとみれば、区画Aは区画Bより若干先に造営されたといえる。

つぎに、区画Bはいつ廃棄されたか?。S E 8431は井戸桧埋め土の遺物の年代からみて、藤原宮期の早い頃には埋め戻されている。そこに水の勢いを押さえる「羅堰」を描いた呪符木簡を埋めた意義は重要であり、そこで実施された祭祀の目的の候補として、一つには藤原宮造営が挙げられよう。区画Bもそれにとまって廃棄されたとみることもできよう。しかし、区画Bの南辺の塀S A 8465と重複するL字形の塀S A 8466・8467のうちS A 8467が、北にある掘立柱建物S B 8200の西側柱筋とはぼ揃っているので、S B 8200が宮期に残ってこれに塀を付設した可能性も残る。区画Bの西にある土坑S K 8471も、飛鳥IVの土器を出土するし、井戸S E 8470も、井戸桧の伐採年代から藤原宮直前期に掘られたことは間違いない。その廃絶年代は出

土した飛鳥Ⅳの土器の絶対年代が藤原宮遷居までなのか、宮期に入るのか微妙な問題にかかっている。この問題の解決には、西方官衙南地区全体の土地利用状況と出土遺物の検討が必要であろう。

S A 8430からみた旧地表面の勾配 区画Bの東辺の塀S A 8430の南端から北に8間目の柱までの距離は18.3mある。柱穴の底面のレベルは南端で標高71.25mで、北に向かうほど高度を減じ、8間目で70.9mとなるので、柱穴底面の南北間の標高差は35cmである。S A 8430を造るために、藤原宮直前期の地表面の標高が近似し、そこから同じ深さの柱穴を掘り、同じ長さの柱を立てたと仮定すると、柱穴底面の南北間の標高差35cmは誤差と考えるには大きすぎる。旧地表面自体が北へ10mで-19cmの緩やかな勾配をもっていたと考えるのが自然である。このような試算は、藤原宮直前期と藤原宮期における旧地表面の復原に有効であり、整地が旧地表面の傾斜に沿う単純なものか、近似した標高にするためのものかなどを検討する際にも有効な資料となるだろう。

S F 6360と両側溝 宮内先行条坊五条大路S F 6360の幅員や両側溝については、西面南門S B 6350の位置を確定した第58-1次調査(『概報19』)で検出した北側溝S D 6358と南側溝S D 6359で語られてきた。その幅員は側溝心々間で13.5mとされたが、西面南門の建物心との関係では、南側溝の位置が南に偏っていることも指摘されていた。

従来の条坊の幅員に関する成果によれば、宮内先行条坊の幅員は側溝心々間距離で約9mのはずである。また、条坊道路心と門の建物心とが一致することは、東面北門と先行条坊三条大路S F 2400(第27次調査『概報10』)、および北面中門と先行条坊朱雀大路(第18次調査『概報6』)、においてすでに確認されている。したがって、S F 6360道路心と西面南門の心とが一致しない第58-1次調査の成果には矛盾があり、その矛盾は断面で確認しただけのS D 6359をS F 6360の南側溝と認定したことから生じたのである。

これに対して、第80次調査で検出したS F 6360の北側溝S D 8461と南側溝S D 8462の溝心々間距離は約9mであり、道路心の西への延長線上に西面南門の心がほぼのる。よって、これこそがS F 6360の両側溝といえるのである。S D 6358はS D 8461の延長線上にあるので、両者は同一の側溝であり、S F 6360の北側溝といえる。S D 8462の西への延長は、将来第58-1次調査の南北調査区の間を調査することによって確認できるであろう。

S F 6360は藤原宮造営において、西面南門から東に向かう宮内東西道路として踏襲されたはずである。その北側溝はS D 8461Aを掘り直したS D 8461Bと推定すると、南側溝S D 8462を先行条坊段階の溝とみることも可能である。そのように仮定するならば、S D 8461と同様に、同位置に掘り直した上層の溝が本来あって、これが後世削平されたということになる。また、先行条坊東一坊大路S F 3499(両側溝心々間距離約9m)が宮内南北道路S F 8625として踏襲される際、約22m幅に拡幅されたいことを参考にするならば(第38次調査『概報15』、第78次調査・本概報)、S D 8462の南に宮内東西道路用の南側溝を新たに設け、道路が南北に拡幅されていた可能性も残る。しかし、東面北門と北面中門の調査では、先行条坊三条大路S F 2400と先行条坊朱雀大路S F 1920が宮内道路として踏襲される際に、拡幅された証拠は発見されていないので、その可能性は低いと考えられる。

B 下層遺構（四分遺跡）の調査

第79次調査区においては、藤原宮期の遺構検出面より下層にどんな遺構がどのくらいの深さにあるかさぐるために、調査区の南端部を東西30m・南北2mにわたって掘り下げてみた。その結果、場所によって若干異なっているが、藤原宮期の遺構を検出した面から地山まで30cmと、下層遺構の検出面が意外に浅いことがわかった。そこで、東西21m・南北24mのかなり広い範囲を下層遺構の調査にあてた。のちに、遺構の性格を把握するために西南部で東西4.5m・南北8.5mを拡張したので、最終的に下層調査区の輪郭はかなり不整形になった。基本的な層序は、上から黒灰色土・黄褐色土①・炭混茶色土・黄褐色土②・黄褐色土③・暗緑灰色微砂（地山）である。なお、黄褐色土①の上面で、弥生時代から古墳時代にかけての遺構を、暗緑灰色微砂（地山）の上面において弥生時代中期の遺構をみつけた。

また第80次調査区においては、藤原宮期の遺構がなかった調査区西半部で、下層遺構の調査区を設定した。調査区は、東西7m（一部東西17m）・南北33mである。このうち南半部で、弥生時代中期の各種の遺構をみつけた。基本的な層序は、上から淡褐色砂質土・褐色粘質土・黒灰色粘質土・黒灰色粘土・暗緑灰色微砂（地山）で、古墳時代の遺構は暗褐色粘質土上面で、弥生時代中期の遺構は主として暗緑灰色微砂の上面で検出した。これらの調査により、四分遺跡についての重要な知見を得たので、主にこの成果について報告する（Fig.14）。

縄紋時代の遺構

第79次調査区の南半中央部にあるくぼみ S X 8446がある。規模は東西4.6m・南北7.6m以上・深さ0.9mである。弥生時代の溝 S D 8436や土坑と一部重なっていたが、人為的に掘り込んだ形跡はなく、自然のくぼみとみられる。下層には葉や枝を包含した暗褐色粘質土が、上層には緑灰色細砂が堆積していた。これらの堆積土からは北白川上層式3期を中心にした後期縄紋土器が出土した。

弥生時代中期の遺構

ムラの守^{まもり}—外濠と内濠 第79次調査区でみつけた溝 S D 8436は、下層調査区の南辺中央から西辺中央にかけて弧状に伸びている。第79次調査区南辺部で幅8.5m、調査区中央で幅1.6m、深さは1.3mある。他方、第80次調査区でみつけた溝 S D 8493の上幅は10m・深さ1.4mで S D 8436の広い地点に近い。またその位置も S D 8436のほぼ西延長部にあたっているうえに出土土器の時期が一致しているので、S D 8436と S D 8493は一連の溝であるとみてよいだろう。第80次調査区においては、大きく上下2つの埋め土を弁別するのに成功しており、下層の黒灰色土からは中期前葉から中葉にかけての土器が、上層の褐色粘質土からは中期後葉の土器がかなりまとまって出土した。よって、この溝は中期前葉に掘削され、中期後葉まで維持されたとみてよい。埋め土はすべて有機物を含む粘質土であって、砂層をかんでいなかった。また、溝底が礫混灰色砂（地山）に達していた。この層位が、藤原宮期前後の井戸に水を供給する湧水の激しい層であった点を考慮すると、弥生時代においてもこの層からふんだんに水が供給されていた可能性は充分であろう。以上の諸点から、S D 8436・8493は水のある場所に供給するための溝ではなく、水がよどんだような状態にある溝だったとみられ、四分遺跡の生活域を他と画する環濠であったと認めてよいだろう。ならば、南約20mの第66—15次調査区（『概報23』pp.34～37）下層の S D 7477も、その位置・埋め土・時期から、S D 8436と一連の環濠であった可能性がある。

るだろう。

第79次調査区の西南隅部でみつけた溝S D 8439は、中期前葉に掘削され（S D 8439A）、中期中葉か後葉に掘り直されている（S D 8439B）。当初の溝は、幅3.0m・深さ1.3m、再掘削された溝は幅2.0m・深さは1.1mであった。S D 8439の西0.3mに溝S D 8441があって、幅2.5m・深さ0.6mとS D 8439に比べて浅い。出土遺物は少ないが、中期後葉には掘られていたらしい。第80次調査区の溝S D 8494は、幅2.8m・深さ0.7mで規模が一致する。またその位置もほぼ対応し、時期も中期後葉から後期初頭と重複するので、S D 8441と一連であるとみられる。S D 8439とS D 8441・8494は連続していないので、水を流すための溝でなかったことは明らかである。しかも、これらの溝の南側は中期の柱穴や炭を包含した土坑などが一面に、かつ稠密に分布しているのに、この北側の地域にほとんど生活遺構が分布しておらず、まさに対照的である。以上から、弥生時代中期において規模の大きなS D 8436・S D 8493を外濠、内側においてムラを区画するこれらの溝を内濠とみなしてよかろう。そして、溝幅が8.5m前後あったS D 8436が約1.6mと極端にその幅を狭める地点、そしてS D 8439とS D 8441が接続しない地点が、ともに第79次調査区にあっては線上に並ぶので、ここを四分遺跡の北東部に開いた出入り口とみなすことができよう。

ムラの水^{みず}—井戸と木道 ムラ内の施設には、第80次調査区でみつかった木道S X 8495と、それと一連とみられる井戸S E 8496などがある。出土土器から、中期中葉から後葉にかけての施設である。S X 8495には、幅15cm・長さ1.1m・厚さ3cmほどの板材3枚の他、細い板材や太い枝などを、斜面に直交して敷き並べ、所々を細い杭で固定している。木道とみてよかろう。このS X 8495の南に接してそれより新しい土坑S K 8497がある。埋め土から加工痕のある鹿の角が1本出土した。S E 8496は、直径3m・深さ0.6mの素掘り井戸である。埋め土から頭骨などの獣骨が多数出土したほか、井戸底からは、打ち欠きで体部に穴をあけた細頸壺が1点出土した。S E 8496の南東約3mに、底部を打ち欠いた中期後葉の甕形土器を据えた簡便な井戸S E 8498があった。

ムラの葬^{おくり}—お墓 内濠の北側に埋葬施設が4基みつかった。

第79次調査区の土坑墓S X 8437は、一部S D 8439Aの埋め土を掘り込んでつくられている（Fig.22-c）。土坑は長さ1.3m・幅0.5mで、深さ0.1m。土坑内では窮屈そうにおさめられた人骨がみつかった。頭を西に向けた仰臥屈葬である。その埋葬姿勢は、腕を折り曲げているなど中期に広く一般である。検出時に土坑上面で木質がみつかったので、木蓋をしていたらしい。骨の間からも土坑内からも、石製の武器は出土しなかった。

第80次調査区では土坑墓S X 8492が、S D 8493の上層の埋め土を掘り込んでつくられていた。長さ1.3m・幅0.7mほどの長方形の土坑に、屈葬状態で埋葬されていた人骨がみつかった。人骨等について細かな検討をまだ果たしていないので追って報告したい。

第79次調査区の環濠にはさまれた場所で、土器棺S X 8438をみつけた（Fig.22-b）。口縁部を打ち欠いてはずした壺形土器の体部を身とし、高杯形土器の杯部を蓋とする。傾斜角度は36度である。高杯形土器の脚部にも故意に打ち欠いた形跡がある。中期後葉に属す。

第80次調査区の中央部では、土器棺S X 8491をみつけた。甕形土器で、傾斜角度17度で埋められていた。中期後葉に属す。

弥生時代後期の遺構

第79次調査区西辺中央に、平面円形の素掘りの井戸S E 8443がある。後期後半に属し、直径1.6m・深さ0.8mである。S E 8443の北側に後期初頭の東西溝S D 8444がある。西端では上幅2m・深さ1.1mあるが、次第に浅くなり調査区の中央でなくなる。溝S D 8445は、第79次調査区東北隅にある後期後半の溝で、上幅1.3m・深さ0.7m。灰色砂層で埋まっていた。

古墳時代の遺構

第80次調査区では、暗褐色粘質土上面で、S D 8481など南東から北西に向かう斜行流路を何条か検出した。これらは、北隣の第76次調査区で検出したS D 3100などにつながる。流路は錯綜しており、下層調査区に限られたこともあって全体像を把握するには至らなかった。S D 8481は、西岸を検出しただけで、東岸は未検出。上層と下層に大別できる。上層は深さ30cm前後の浅いもので、5・6世紀の土器が多量に出土した。下層は深さ1.2m以上あり、遺物をあまり含まない。須恵器をとみなわない時期である。

S D 8481の西に接するように、直径6m・深さ1mの土坑S K 8482がある。土坑中央にしがらみを弧状に設置する。流路の水を引き入れる施設だろうか。埋没順位は、S K 8482→S D 8481下層→S D 8481上層、である。ほかに、深さ15cmほどのくぼみ状の土坑がある。

遺物

縄紋土器と弥生土器、石器、木器、獣骨と鹿角がある。図示した土器を簡単に解説する。

縄紋土器 (Fig.21) は、1～4が精製土器、5が粗製土器。1は波状口縁の深鉢で、口縁部に磨消縄紋を施し、頂部から沈線によるJ字紋が垂下する。2は注口土器か。3は波状口縁の深鉢。口縁頂部から貼付表現による逆J字紋が垂下し、短線紋を埋める。口縁部下には、沈線紋がある。4は深鉢で、口縁部に凹線紋、体部に凹線紋とLRのからげ縄の縄紋を施す。5は内外面とも巻貝条痕後、ナデる。これらは北白川上層式3期～一乗寺K式のものである。

(平城宮跡発掘調査部：玉田芳英)

第80次調査区で出土した磨消縄紋をもつ弥生土器 (Fig.22-a 1) は、壺の体部上半である。近隣では唐古・鍵遺跡で出土しているが、分布の主体は三重県の鈴鹿山地から布引山地にある。鉢 (a 2) は、器壁の厚い粗製の土器である。口縁部外面には、二枚貝による条痕を施す。愛知県内に多く分布する。2点とも、四分遺跡においては、全く異系統の土器である。

土器棺S X 8438に用いた蓋は、脚部を打ち欠いてははずしたとみられる高杯杯部 (Fig.22-b 1)。杯部外面の調整法は、上方向ケズリ→縦横ミガキ。身は遺体を収納するために口縁部を打ち欠いていた壺 (b 2)。体部下半外面の調整法は、上方向ケズリ→縦ミガキ→最下段ナデ。これらの調整法は、中期後葉に四分遺跡を含む畿内に広まっていた手法である。

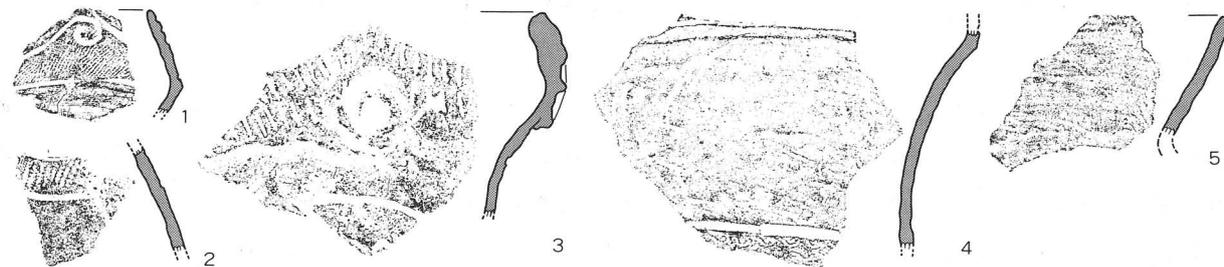


Fig.21 第79次調査区出土縄紋土器 (1 : 4)

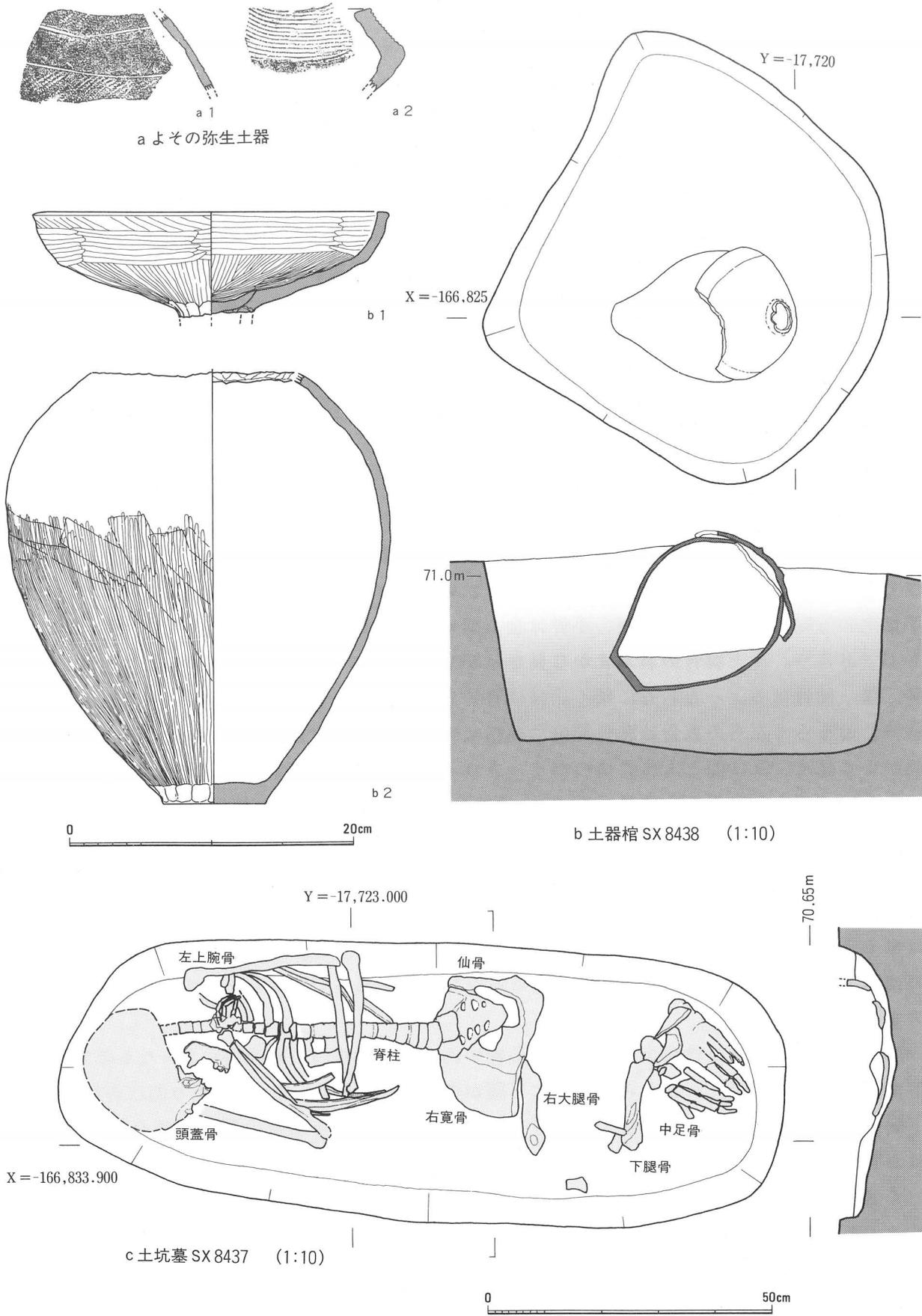


Fig.22 よその弥生土器・土器棺 S X8438・土坑墓 S X8437実測図

四分遺跡の土坑墓 S X 8437 出土弥生人骨について

保存状態

頭蓋骨から足骨まで、ほぼ全身の骨格が遺存する。保存状況は極めて悪く、すべての骨が完全に腐食している。骨の硬質成分はほとんど残っていない。

骨格の所見

頭蓋骨：脳頭蓋は完全に押しつぶされた状態である。右側を下に、顔を南東方向に向けて埋置されたことは間違いない。下顎骨は左半分が上向き、頭蓋骨と下顎骨は連関していたようである。

胸骨：少なくとも胸椎から仙椎にかけては連結した状態で残るが、頸椎については腐食が甚しく、個々の骨の位置は定かでない。椎骨はいずれもひどく腐食し、個々の骨の形を十分にとどめず、ただシルエットとして存在するだけである。ほとんどの肋骨は腐って消滅するが、右肋骨の一部と左肋骨の一部がシルエットとして残存する。脊柱は前部が上向きに並ぶ。しかし右側の肋骨は横向き、左側はむしろ前向きに並ぶ。椎骨と肋骨の状態から、胸部は心もち南側に傾いていたのだろう。胸骨の存在は分からない。

上肢骨：右腕は上腕骨の骨頭部が頭蓋骨の下に潜っている。骨体は遠位部が上がりぎみに東を向く。肘の部分強く曲げ（約30度）、前腕の骨は下顎骨の下あたりにのびる。手骨は頸椎の上あたりに散らばるが、個々の骨は完全に腐食した状態である。右の前腕骨は260mm程度の長さである。左腕は頭蓋骨の後方に上端があり、東方向にほぼ水平に置かれ、肘を曲げ（約90度）、手は南の方向にあったはずだが、手骨は全く認められない。おそらく、右の肘の辺りにあったものであろう。左上腕骨のおおまかな長さは300mm。少なくとも左腕は外側を上に向けている。

骨盤：仙骨はちょっと右方に傾く。ほぼ脊柱の延長にあり、左右の寛骨は仙骨に関節した状態で、おそらく左右の寛骨は恥骨部分で連結していただろう。左寛骨はともかく、右寛骨は輪郭がよく見え、耳状面と大坐骨切痕がくっきりと識別できる。耳状面は低く大坐骨切痕は非常に小さい（明らかに男性の特徴である）。骨盤は、やや左側を立てた横向きの状態。

下肢骨：左大腿骨の存在は分からない。右大腿骨は骨頭が右寛骨の下に潜っている（おそらく、寛骨臼と連結した状態にあるのだろう）。骨体は真ん中あたりで壊れた状態になっている。骨体の中央部の断面が見える。骨体の前部が頭方に向き、後部が足方を向く。骨体中央部の骨質は厚そうだ（厚いところで10mm近く）。骨体の柱状性は強い（これも男性的特徴）。骨体の断面の南東方向約10cmの所に、大腿骨の下端のようなものがある。しかし、右の大腿骨のものか左のものかは不明である。

膝は、この大腿骨の骨端から東方向に長軸が約10cm位の楕円の範囲内にあったものであろう。しかし膝蓋骨は不明。そこから北方向に下腿がのびる（したがって、膝は折り曲げられた状態）。下腿骨については左右の骨が混じり合っているようで、脛骨と腓骨の個々の骨の位置、あるいはお互いの位置関係等について、いっさい不明。

くるぶしの位置はぼんやりと分かる。左右のくるぶしはお互いに接近しているようである。くるぶしの位置から、東南方向に左右の足が並んでいる。中足骨が並んでいる状態が分かる。だが、左右の足根骨や指の骨の分布状態は定かでない（つぶれて散らばった状態になっている模様である）。したがって、つま先の位置は正確には分からない。たぶんつま先は土坑の東端に接していたのだろう。

膝の位置と大腿骨の方向、膝の曲がり具合、下腿骨の方向、足骨の方向から見て、膝が不自然に強く屈曲していたことは確かである。また両脚は膝から下で重なっているように見える。この被葬者は、おそらく腰と膝を非常に強く曲げられ、おそらくは膝と足首を結縛された状態で土坑墓に押し込められるように埋葬されたのであろう。

歯：歯のかけらは、歯冠がよく残ったものが4個あり、その他に歯冠や歯根の微破片が数個ある。歯冠がよく残ったものは右の上顎側切歯、右下顎第一小臼歯、右上顎第三大臼歯、下顎側切歯（エナメル質の一部なので左右は不明）である。上顎側切歯と下顎第一小臼歯の咬耗は強く、歯冠の $\frac{1}{3}$ 、あるいは $\frac{1}{2}$ にまでおよぶ。しかし、第三大臼歯とおぼしきものは咬耗が弱く、まだエナメル質を露出しない。歯は全体に小柄である。第三大臼歯とおぼしきものも小さい。また下顎の切歯と第一小臼歯も小さい。ちなみに上顎の側切歯はシャベル状を呈する。

性別 寛骨の形状から判断して男性の遺骨であろう。大腿骨の骨体の形状もそのことを示唆する。

死亡年齢 各長骨の骨端は確認できないが、仙骨の分節が完全に融合していることから、成人であったことは間違いない。歯の咬耗の状態から見て、少なくとも壮年の後半あるいは熟年に達していた可能性が指摘できる。

身体特徴 頭骨が腐食した状態で、しかも多くの骨は輪郭しか見えないため、詳しい特徴を読むことはできない。左上腕骨の最大長の概測値から求めた身長は155～160cmほどである。やや小柄な人物だったようだ。

埋葬姿勢 上半身を上向け、下半身を横向にした屈葬の状態、土坑に押し込められるように埋葬されたものと考えられる。

（片山 一道：京都大学理学部）

四分遺跡（藤原宮第79次調査区下層）における花粉分析・寄生虫卵分析

四分遺跡において堆積土の分析をおこなったので報告する。弥生時代の遺構を中心に土坑墓 S X 8437、土器棺 S X 8438、内濠 S D 8439、外濠 S D 8436、縄紋時代のくぼみ S X 8446、で計20試料の採取をおこなった。分析は次の順で処理を施した。i) サンプルを採量する。ii) 脱イオン水を加え攪拌する。iii) 篩別により大きな砂粒や木片等を除去し沈殿法を施す。iv) 25%フッ化水素酸を加え30分放置（2・3度混和）。v) 水洗後サンプルを二分する。vi) 片方にアセトリシス処理を施す。vii) 両方のサンプルを染色後グリセリンゼリーで封入しそれぞれ標本を作製する。viii) 検鏡・計数をおこなう。以上の物理・化学の各処理間の水洗は、1500rpm、2分間の遠心分離の後、上澄みを捨てるという操作を3回繰り返しておこなった。

分析の結果、内濠最下層の上下、外濠下層上下と最下層、縄紋時代のくぼみ最下層の6試料からやや多くの微遺体が検出された（Fig.23）。土坑墓と土器棺および内濠と外濠の上層部では寄生虫卵と花粉がほとんど検出されなかった。これらの堆積物がやや乾燥した環境下におかれていたために微遺体が分解したか、堆積速度が極めて速かった等の原因が考えられる。

内濠の最下層、外濠の下層から、回虫卵と鞭虫卵が検出された。いずれも試料（堆積物）1cm³中に100前後未満であり、居住地周辺の汚染と考えられる。回虫卵と鞭虫卵しか検出できないのは、寄生虫卵密度が小さいために他の少ない種類が反映されなかったと考えられる。回虫症と鞭虫症は定住農耕生活によって蔓延し、弥生時代中期の四分遺跡の集落ではこれらの寄生

虫症が蔓延していたとみなされる。

内濠と外濠では著しく花粉組成が異なり、内濠では草本花粉が多いのに対し、外濠では樹木花粉の占める割合が高い。このことから、環濠集落の内側ほど樹木が少なく、外側に向かうほど樹木が多く分布していたとみなされる。内濠ではかなり裸地的景観が推定される。乾燥地を好む人里植物であるアカザ科－ヒユ科が生育していることから、やや乾燥していたか水はけのよい集落域が推定される。また、クワ科－イラクサ科は人里に多いクワであるかと思われる。外濠下層ではカシ類（コナラ属アカガシ亜属）を主とする照葉樹林の近接した分布が考えられ、集落の周辺に多くの森林が分布していたことが示唆される。

外濠最下層ではトチノキが多く下層とは大きく異なる。外濠が造られた初期の堆積物なので、元来カシ類を主とする照葉樹林が分布し、トチノキの生育する適潤地であったことが示唆される。縄紋時代のくぼみ最下層ではカシ類やトチノキが優占するが、ナラ類（コナラ属コナラ亜属）や針葉樹が少なく、自然度の高い森林が分布していたと推定される。水湿地草本は出現しておらず、水湿地は分布していない。

以上から、弥生集落が営まれる以前の縄紋時代の四分遺跡は、カシ類を主とする照葉樹林が分布しトチノキの生育する適潤地が分布していたと推定される。弥生時代（Ⅲ期からⅣ期）になって内濠と外濠が営まれたのにもなって、周囲のトチノキは減少し、集落域を中心に草本の多い裸地が増加したとみなされる。

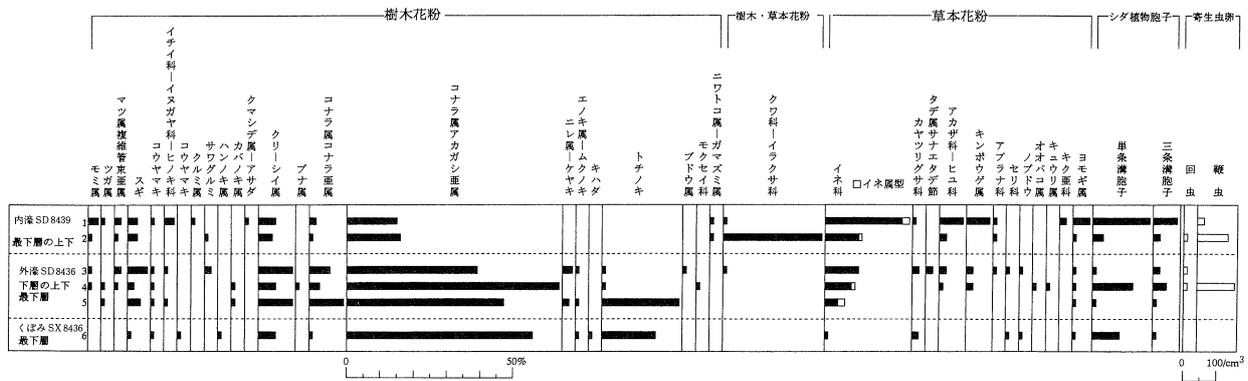


Fig.23 組成図（花粉・孢子は花粉総数が基数）

（金原正明：天理大学附属天理参考館、金原正子・岡山邦子：古環境研究所）

まとめ

第79・80次調査区下層の調査で、弥生時代中期の四分遺跡について以下のことがわかった。

- ①四分遺跡の北東部に中期の環濠が2条あること
- ②しかも第79次調査区域が北東部に抜ける出入口の可能性がかなり高いこと
- ③環濠の周辺に土坑墓が2基みつき、方形周溝墓以外にも成人が葬られたこと
- ④方形周溝墓以外の土坑墓の被葬者にも、従来知られている一般的な埋葬姿勢をとっているもののあること

⑤外濠を境に、外側は照葉樹林が広がり、内側は内濠を含めて裸地に近い状況であったことが、金原氏の分析で判明したこと

などを挙げるができる。周辺地域におけるさらなる調査の進展が切に望まれる。

5 西南官衙地区の調査

藤原宮西南官衙地区では、住宅改良事業の土地造成にともなう事前調査を2件実施した(Fig.13)。第77次調査区は、西南官衙地区の北辺ほぼ中央、西面南門から延びる宮内道路(先行条坊五条大路)のすぐ南に位置し、先行条坊西二坊々間路東側溝の検出が予想された。調査面積は、630㎡である。第75-18次調査区は、第77次調査区の南南東に位置する。調査面積は、270㎡である。また、二つの調査区とも四分遺跡の一郭を占め、藤原宮期の遺構面の下層で弥生時代から古墳時代の遺構の検出も期待された。

A 第77次調査

(1994年12月～1995年2月)

基本的な層序は、盛土・耕土・床土・灰茶色砂質土で、灰茶色砂質土上面で藤原宮期から古墳時代までの遺構を検出した。その下に、暗褐色粘質土(弥生包含層)・黒褐色粘土(弥生遺構面)・青灰色砂質土・黄褐色粘土(地山)がある。

藤原宮期または宮直前期の遺構 藤原宮期の遺構は、周辺の調査区と同じく稀薄で、先行条坊の西二坊々間路 S F 1082の東側溝 S D 3318を調査区西部で検出したにとどまる。S D 3318は、幅約50cmで検出面からの深さ20cmをはかる。同側溝は、北方では第5～7次調査(『報告Ⅱ』)と第54-9次調査(『概報18』)でも検出しており、第54-9次調査での同側溝心は、 $x = -166,736$ で $y = -17,815.75$ であった。南方では第51・69・72次調査(『概報18・23・24』)で検出しており、第51次調査で検出した六条々間路との交差点での同側溝心は、 $x = -166,956$ で $y = -17,813.7$ であった。本調査で検出した S D 3318の溝心は、両者を結ぶ線のわずか5cm西になるので、これらが同一のものであることは、ほぼ間違いない。

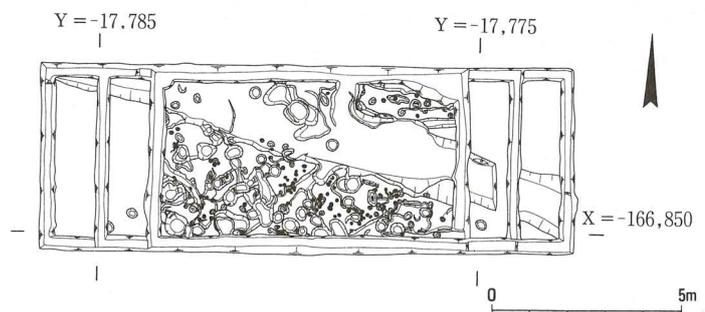
飛鳥時代の遺構 土坑 S K 8403と斜行溝 S D 8411、井戸 S E 8402・8405がある。土坑 S K 8403は、浅い水たまり状で、中に自然石が数個据えられていた。S K 8403の北辺には斜行溝 S D 8411が接続する。S D 8411は幅約20cm、検出面からの深さ約25cmである。S K 8403からは飛鳥Ⅰの土器が出土した。S D 8411が古墳時代の斜行大溝 S D 570の西肩に沿うので、これらは S D 570埋没後に、その影響下に設けられた一連の施設と思われるが、残りが良くなく詳細な性格は不明である。S K 8403のすぐ西にある井戸 S E 8402は、検出面での掘形直径約3.5m、検出面からの深さは約1.3mであるが、掘形は底から1m上で一辺約1.8mの隅丸方形平面になり、底に行くにしたがって狭くなる。上層埋め土から木杭や須恵器・土師器片を多数出土した。やはり隅丸方形に近い平面をもつやや小さな井戸 S E 8405は、S D 570の埋土を切る古墳時代以降のものであるが、遺物が少なく時期は特定できなかった。掘形は一辺約1.2mで、検出面からの深さは約1mをはかる。

古墳時代の遺構 大溝 S D 570、掘立柱建物 S B 8407・8408・8415、掘立柱塀 S A 8409・8410、井戸 S E 8401・8404がある。調査区中央を斜行する大溝 S D 570は、幅約4m、遺構面からの深さ約50cmをはかる。南隣の第3次調査(『報告Ⅲ』)でも検出していた古墳時代の溝で、その下にある弥生時代の溝 S D 666による陥没と思われる。古墳時代には恒常的でなくとも時おりは、流路として機能していたものと思われる。S B 8407は桁行5間・梁間1間の小規模な掘立柱建物である。一部の柱穴は削平されている。桁行総長7.2m・梁間2.7mをはかる。S B 8408は、

桁行梁間とも2間の総柱建物で、柱間総長は4mと3.8mをはかる。柱穴掘形に5世紀後半の須恵器が入る。S A 8409とS A 8410はともに柱穴が一部削平されているが、柱間が1.8m等間の掘立柱塼で、S B 8408の北西と南西を区画した塼と思われる。S B 8408とは方位にややずれがあるが、これを囲う塼であった可能性がある。調査区東部の下層調査区で検出したS B 8415も、同様の方位のふれをもち、桁行は3間以上で柱間は約1.8m、梁間は1間で約1.2mの小規模な建物である。その北にある溝S D 8416は、幅約1.5m・深さ約30cmをはかる。砂が堆積し、S D 570よりも古い。

井戸S E 8404は、掘形直径約1.5m、検出面からの深さ約1.4mをはかる。底面には板が敷かれており、大小2点の甕を含む5世紀末から6世紀の土器が出土した。調査区の西で検出した井戸S E 8401も、同様の底の狭くなる素掘り井戸で、検出面での掘形直径は約2.2m、検出面からの深さは約1.2mをはかる。埋め土から柄付きの木製鍬、ほぼ完形の須恵器2点と土師器1点出土した。

弥生時代の遺構 弥生時代の遺構・遺物を検出するために、調査区の北東隅に下層調査区（面積70㎡）を設定した。その中央部を南東から北西へ流れる砂溝が、時期が降るとともに狭くなることが示すように、この部分では活発な堆積があったと思われる、中世の耕作溝も西部よりも高い。このため、宮期以前の堆積である灰褐色粘質土の下で上記の古墳時代の遺構



弥生時代の遺構 (1 : 200)

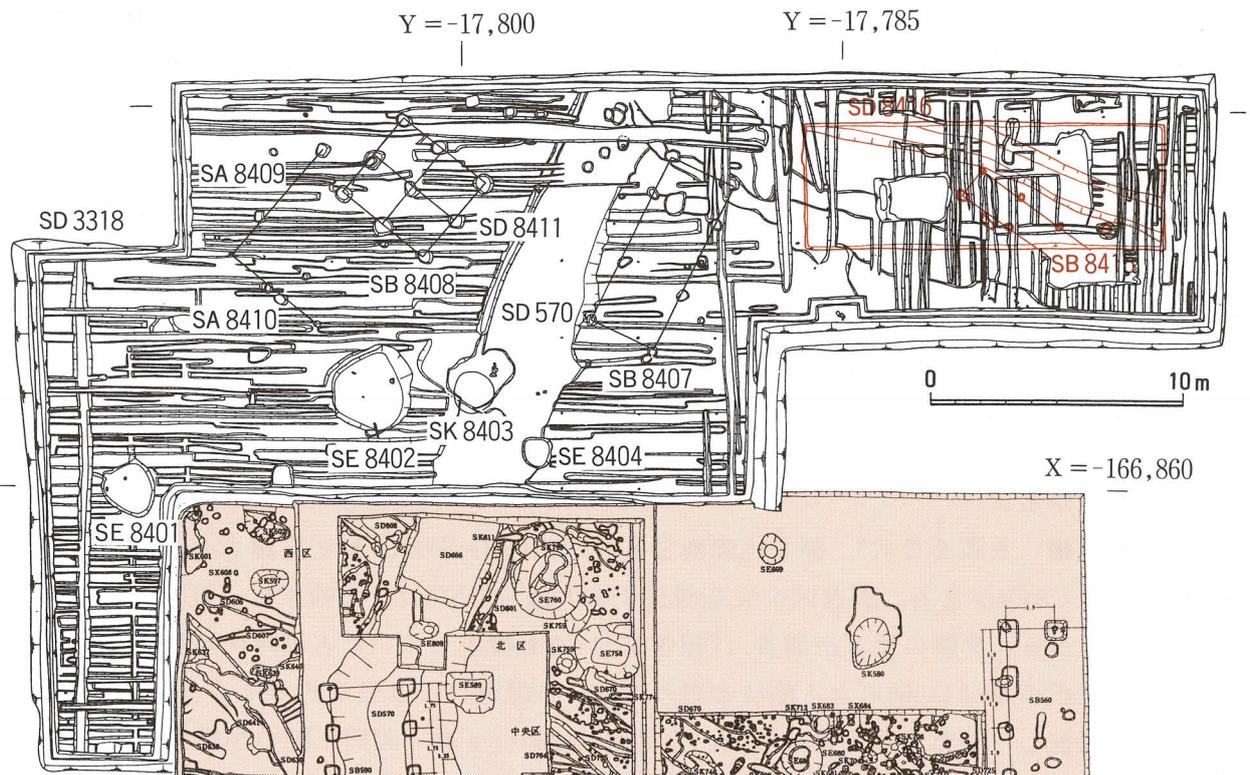


Fig.24 第77次調査遺構図 (1 : 300)

を検出し、さらにその下の黒灰色粘土で弥生時代の遺構を検出した。遺構は無数の柱穴群であり、明確な上部構造は復原できないが、盛んな生活域であったことが窺われる。また、同時期の遺物包含層は上層調査区全体に広がる。

まとめ 検出した遺構は、中世、藤原宮直前期、7世紀中葉、古墳時代、弥生時代の5時期である。藤原宮直前期では先行条坊西二坊々間路の東側溝を検出したが、宮期の明確な遺構は検出されず、西南官衙地区は利用密度が稀薄であるという従来の見解を裏付ける結果となった。古墳時代の遺構は比較的多く、建物3棟と掘立柱塀や井戸を検出した。これまでも存在が推定されていた(『報告Ⅲ』)5・6世紀の古墳時代集落の一部と思われる。

B 第75-18次調査

(1995年3月)

基本層序は、盛土・黄茶色砂質土・灰茶色砂質土・暗褐色砂質土(遺構面)・黄茶色微砂土・黄褐色粘質土・暗褐色土(弥生包含層)・黒褐色粘土(弥生遺構面)・青灰色砂質土・黄褐色粘土(地山)。耕作溝は黄茶色砂質土と灰茶色砂質土の2面で検出した。調査区中央を南東から北西に流れる古墳時代流路は2時期あり、上層流路の底には4世紀末の遺物が含まれていた。

藤原宮期または宮直前期の遺構 主な遺構に、掘立柱建物S B 8390と井戸S E 8391・8392がある。S B 8390は南北棟建物で、桁行5間以上で柱間は約1.8m、梁間1間で柱間は約3.3mをはかる。北でやや西にふれる建物方位や柱抜き取り穴から出土した土器などから、宮期あるいは宮直前期の建物と考えられる。井戸S E 8391は、掘形直径約1m、検出面からの深さ約50cmで、底に小石を敷いてその上に曲物を据えていた。その埋め土はS B 8390の柱抜き取り穴の埋め土とほとんど同じであるから、両者は同時期に廃棄されたものと思われる。両者の間には、残りが僅かではあるが、東でおこなわれた第75-6次調査(『概報25』)で検出された東西溝S D 8335と思われる溝が通っており、一体の施設であった可能性がある。大型の素堀り井戸S E 8392は、掘形直径約3m・深さ約1.8mあり、埋め土から飛鳥Ⅳの須恵器が出土した。

弥生時代の遺構

弥生時代の遺構・遺物を検出するために、調査区の西南部に下層調査区(面積12㎡)を設定した。中央部に斜めの人工水路であるS D 8394が流れ、その周辺で無数の柱穴群や焼土の入る小土坑群S X 8396を検出した。

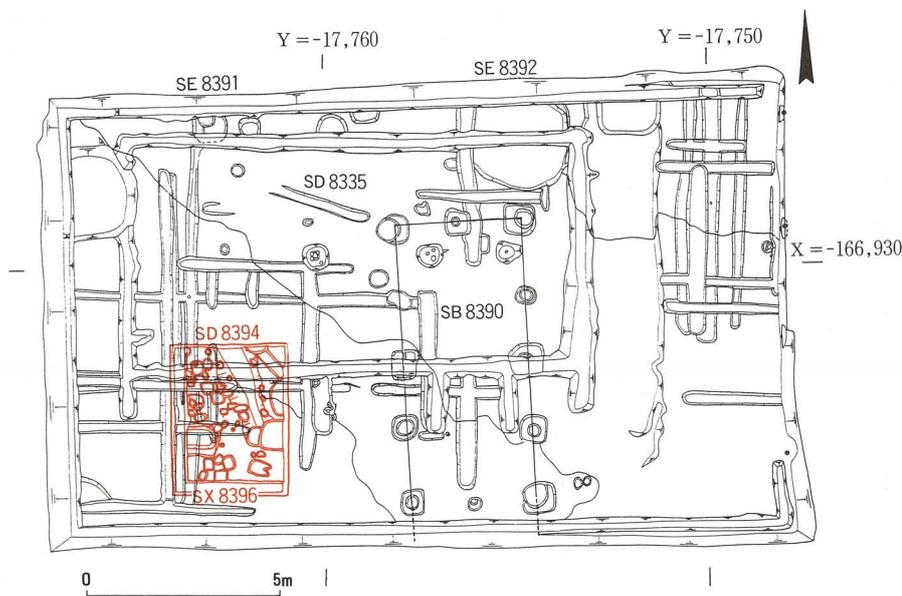


Fig.25 第75-18次調査遺構図(1:200)